

# 仮想通貨の税務上の取扱い

—現状と課題—

安 河 内 誠

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

ビットコインに代表される仮想通貨は、2009 年の登場以来、少しずつひろがりを見せていたが、ここ数年で大きな話題になり、2016 年末から 2017 年にかけて利用者が急激に増えている。その過程で、仮想通貨の持つ利便性が認められる一方で、その特徴である匿名性の高さゆえに、犯罪や脱税に利用されやすいという点や、仮想通貨の販売・仲介業者に対する規制がないために業者が破綻したときの利用者の保護が十分でない、といった点が指摘されていた。

日本では 2016 年（平成 28 年）6 月に資金決済に関する法律（資金決済法）の改正により仮想通貨が法律に定められた。しかし、この改正は利用者保護等を目的として仮想通貨交換業者を規制するものであり、仮想通貨の性質や私法上の取扱いが明らかになったわけではない。諸外国においても、仮想通貨を金銭として捉える国、外貨として捉える国、財産・モノ（property）として捉える国など様々であり、その定義や位置付け、税務上の取扱いは一様ではない。

仮想通貨の取引に関しては様々な場面で税務上の取扱いの問題が生ずると考えられる。消費税に関しては、平成 29 年度税制改正によりその取引に係る消費税が非課税とされたが、そのほかにも様々な論点がある。本研究は、ビットコインを中心として仮想通貨の意義、仕組み、性質等を確認し、これを基礎として、課税上、執行上の論点を挙げるとともに、その論点の解決への考え方、又はそのヒントを提示することを目的とする。

### 2 研究の概要

#### （1）仮想通貨の意義、実態、法的性質

##### イ 仮想通貨の意義等

仮想通貨は、財やサービスの対価として使用できるほか、法定通貨と

の交換（法定通貨による売買）の対象とされる。そして、紙幣や貨幣などの実物は存在せず、インターネットの中だけで移転・流通する。また、法律による強制通用力がない（法定通貨ではない）、といった特徴がある。

日本では、資金決済法において、仮想通貨は①不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手方として法定通貨と相互に交換できる、②電子的に記録され、移転できる、③法定通貨又は法定通貨建ての資産ではない、との性質を有する財産的価値、と規定された。

資金決済法における仮想通貨の定義は FATF（金融活動作業部会）のガイダンスを踏まえたものとされている。同ガイダンスにおいて、仮想通貨（virtual currency）は、「電子的に記録された財産的価値であって電子的な方法で取引可能であり、支払手段、計測単位、価値貯蔵の機能を果たすが、どの法域においても法定通貨の地位を有しないもの」と定義されている。

## ロ 実態等

### (イ) 仮想通貨（ビットコイン）の取引のしくみ

#### (i) ビットコインの移転

ビットコインの大きな特徴は、特定の発行者がおらず、その移転・流通の記録を管理する特定の者も存在しない、という点、そして、特定の管理者は存在しないが、ネットワークに参加する多数の管理者が、同一の内容が記録されている台帳をそれぞれ独立して記録・管理している点である。

ビットコインは、他と識別できる特定の英数字の羅列（ビットコインアドレス）に関連付けられているデータに一定の数量を観念し、この一定の数量のデータが他のビットコインアドレスに関連付けられる（同時に、元のビットコインアドレスへの関連付けが解消される）ことにより、価値の移転を観念している。

ビットコインの価値の移転は、次の手順で行われる。まず、利用者はビットコインを送る指示（トランザクション）を作成し、電子署名

を付して、ビットコインのネットワークに参加する台帳記録管理者に送る。台帳記録管理者は、送られてきた複数のトランザクションを、一定の数で一つの単位（ブロック）にまとめ、新たな台帳記録としてこれまでの台帳に追加するため、難しい計算問題を解く早さを競う。最初にその計算問題を解くことができた一の台帳記録管理者が、自分がまとめたブロックを他の台帳記録管理者に送り、他の台帳記録参加者がその結果を検証して、自身の台帳を同期する。これによって、新たなブロックに含まれる複数のトランザクションがブロックチェーンにおける記録の一部になる。

(ii) ビットコインの生成（新規発行）

ビットコインは法定通貨のように特定の者が発行するものでなく、プログラムによって、ある要件をクリアした者に一定の時間ごとに与えられる。具体的には、ビットコインのネットワークに参加する多数の台帳記録管理者がトランザクションを承認するためにブロックを積む作業をし、計算の競争によって一の台帳記録管理者が特定され、その者に報酬として新たなビットコインを与えるプログラムとなっている。この作業はおおむね 10 分ごとに行われ、その都度、新たにビットコインが生成される。

(iii) ビットコインの移転に伴う手数料

上述(i)によってビットコインが送られる際に、手数料が支払われる。支払うのはビットコインを送る者であり、トランザクションごとに支払われ、その量はビットコインを送る者が決めることができる。手数料を受け取るのはブロック連結のための計算競争に勝った台帳記録管理者であり、新たに連結したブロックに含まれるトランザクションにつき支払われる手数料を、報酬とともにすべて受け取ることとなる。

(iv) 仮想通貨の移転等の原因となる取引

仮想通貨は、なんらかの行為を原因として移転等がなされる。仮想通貨の移転等の原因となる取引の主なものとして、法定通貨による仮

仮想通貨の売買、財やサービスの対価の決済手段としての利用、新規に発行される仮想通貨の取得（マイニング）、送金手数料の受取りや支払、寄付などに利用される。その他の仮想通貨の移転に関連する取引として、仮想通貨の先物取引等の差金決済、仮想通貨による預入・貸付け、仮想通貨取引所が受ける売買仲介手数料、仮想通貨決済代行サービス、ICO（Initial Coin Offering：運用開始前仮想通貨の事前販売）、アフィリエイト報酬、会員獲得報酬、詐欺的行為による金銭の詐取などがある。

#### (イ) 仮想通貨（ビットコイン）の保有の形態

ビットコインは、ブロックチェーンに記録されたビットコインアドレスに紐付けられている数字が数量として観念されている。この数量は、ウォレットによって把握される。ウォレットは、ビットコインの送信に必要な電子署名を作るため秘密鍵と、その秘密鍵に対応する公開鍵（及び公開鍵から作られるビットコインアドレス）を管理するアプリケーションである。ウォレットには、ウェブ・ウォレット、PC・モバイルウォレット、ハードウェアウォレット、ペーパーウォレットなどがある。このほか、交換所（取引所）のアカウントにおいてビットコインを保有することもできる。

#### (ロ) ビットコイン以外の仮想通貨の類例

ビットコイン以外にも仮想通貨は多数存在する。その数は 700 以上といわれている。Ripple, Ethereum, Dash, Monero などがある。特定の管理者が存在するとされているもの、通貨のような利用に限られないもの、匿名性が高いとされているものなど、様々な特徴がある。

#### ハ 仮想通貨の経緯

ビットコインは、2008 年に Satoshi Nakamoto 氏の論文が公開され、2009 年にその運用が始まった。その後、2013 年のキプロス危機、ギリシャ危機で資金の逃避先として注目され、中国における規制等の影響を受けた価格の乱高下等を経て、現在に至っている。ビットコイン以外の

仮想通貨も、その種類及び取引量ともに広がっている。

## ニ 仮想通貨の性質

### (イ) 通貨との類似性

法令用語としての通貨とは、強制通用力を認められた支払手段をいい、鑄造貨幣・紙幣及び銀行券がある。また、経済学的には、通貨には、価値の交換、価値の尺度、価値の貯蔵の機能を有するものとされる。

仮想通貨は、強制通用力が認められたものではないが、支払手段として利用できることは法定されており、また、実態として、いくつかの仮想通貨が支払手段として利用されていることから、これらの機能を果たしている、と言える。

### (ロ) 仮想通貨の法的性質

わが国におけるビットコインを巡る裁判として、破綻した仮想通貨交換所に対するビットコイン引渡請求事件（東京地判平成 27 年 8 月 5 日）がある。この事件では、原告は、仮想通貨交換所に預けていたビットコインの所有権を主張して、破産法に定める取戻権に基づきビットコインの引渡しを求めた。判決は、ビットコインは有体物ではないので所有権を主張することはできない、したがって請求は認められない、とした。

また、外国におけるフロリダ州マイアミ地方裁判所は、被告人が行ったビットコインの売買取引がマネーロンダリングの罪にあたるかどうか争われた事件において、ビットコインは金銭代替物（**monetary instrument**）に該当せず、マネーロンダリングの構成要件を満たさない、とした。

## (2) 仮想通貨に係る課税の現状等

### イ 日本

2014 年、日本で活動していた大手の仮想通貨交換所が破綻した際、参議院において質問主意書が提出され、政府は消費税の課税関係等につい

て答弁した。

2015 年、自民党 IT 戦略特命委員会は仮想通貨を「価値記録」としてその取引に係る課税を明らかにした。通貨又は財・サービスと価値記録の交換は、消費行為なので消費税の対象（仕入税額控除可）、価値記録のキャピタルゲインは課税としている。

金融審議会の審議・報告を経て、2016 年に資金決済法が改正された。その国会審議において、課税上の取扱いに関する質問があり、麻生財務大臣から、消費税の課税関係、所得税又は法人税の課税関係について答弁している。

2017 年度税制改正大綱において「資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることや、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とする」ことが決定された。

## ロ 諸外国

### (イ) 米国

米国では、2014 年に仮想通貨の所得課税上の取扱いが明らかにされた。仮想通貨は資産 (property) として扱われ、課税関係が処理される。ビットコインのブロックを承認 (マイニング) した場合、マイニングの時点で時価により収益を認識する。

### (ロ) 英国

ビットコインの取引により得た利益には所得税、法人税又はキャピタルゲイン税が課税されるが、ビットコイン自体は付加価値税の課税物件にあたらぬものとされている。

### (ハ) オーストラリア

2014 年に取扱いが公表されている。ビットコインは金銭でも外貨でもないとする。ビットコインの譲渡は、goods and service tax (GST) 上非課税となる金融取引には当たらないとされていたが、2017 年 7 月 1 日以後は非課税とされた。Capital gain tax (CGT) 上は資産として



扱われる。個人の取引であれば、原則として GST の対象にならず、ビットコインの原価が 1 万ドル以下であれば CGT の対象にもならない。マイニングによって得たビットコインは、売却するまで所得を認識しない。

### (3) 仮想通貨に係る課税の考察

#### イ 所得税・法人税

##### (イ) 仮想通貨の移転

保有していた仮想通貨を提供する場合に、その時点での円換算額とその仮想通貨を取得した時点での円換算額とが異なることにより差額が発生する。

法定通貨で売買される場合には、仮想通貨を提供したときの円換算額とその仮想通貨を取得したときの円換算額との差額が、仮想通貨を提供した者の所得となる。複数回にわたって取得した仮想通貨を提供した場合の簿価は、外貨の例に倣い、仮想通貨の同じ種類ごとに、総平均法に準ずる方法によって計算することになると考えられる。これが事業として行われる場合には、棚卸資産として取り扱うという考えもあり、会計処理について企業会計基準委員会で議論されており、これを踏まえつつ検討していく必要もある。

財やサービスとの交換（決済）の場合（他の仮想通貨との交換の場合も含む。）には、収益計上の要否、得た財やサービスの評価、評価の額と手放した仮想通貨の円換算額とが異なる場合の取扱いも論点となる。まず、対価を金銭以外のものによって収入した場合も収入金額を構成するから（所 36、法 22）、交換のときの財やサービスの価格で収益を計上する。収益に計上する額は、財やサービスの価格が円で表示されている場合はその価格とし、円で表示されていない場合には提供した仮想通貨のその時点での価格を参照するのが妥当と考えられる。

##### (ロ) 仮想通貨の生成（マイニング）

台帳記録管理者がトランザクションの承認のためのブロック連結作

業に成功し新たに生成される仮想通貨を取得すること（マイニング報酬）は、外からの経済的価値の流入として所得を構成すると考えられる。その所得の原因は、その仮想通貨の安全性や確実性を確保するための役務の提供であり、ネットワークの参加者のすべてが便益を得るものと考えられ、その対価に対応する役務を提供して対価を取得したときの所得と考えるべきであろう。

(ハ) その他

仮想通貨で給与を支払うことに関しては、労働基準法その他による要件を満たす必要があるが、円建ての給与を仮想通貨で支払う場合には、円で示された給与の額を基準に源泉徴収を行うこととなる。労働の対価を現物給与として仮想通貨で支払うことになった場合には、その評価が論点となり得る。給与のみならず、源泉徴収の対象となる報酬や不動産の対価等を仮想通貨で支払う場合についても、同様である。

国際課税の面では、仮想通貨のトレーディングやマイニングを行うことにより得られる所得について、国内源泉所得の判定等が論点となり得る。仮想通貨の取引はすべてインターネットの中での取引であり、資産の所在地によって国内・国外を観念することは困難であるが、なんらかの基準で判定する必要が生じうる。

ロ 消費税

(イ) 仮想通貨の取引等

平成 29 年度改正において仮想通貨の譲渡に係る消費税が非課税とされたことにより、仮想通貨の移転に係る消費税の論点は解消されたものとする。

仮想通貨のマイニングの報酬に関しては、その行為がネットワークの維持・管理を目的として機械の計算能力を提供するものであることから、役務の提供ととらえることができる。しかし、このマイニングの報酬が役務の提供による反対給付として対価性を有するかどうかについては、役務の提供を受ける者、反対給付をする者の個別・具体的

な存在が特定されないことからすれば、対価性を認識することは困難であり、消費税の対象とならないと考えられる。

取引の承認により台帳記録管理者が得る手数料については、マイニングに成功した者がマイニングの報酬と同時に受け取るものである。提供する役務の内容及び取得の原因はマイニングと同様であるが、マイニングの報酬と異なる点は、役務の反対給付として手数料を負担する者が具体的に存在することである。この点に着目すれば資産の譲渡等として消費税の対象となると考えることもできる。手数料を消費税の対象とした場合、手数料を払った者にとっては課税仕入れに該当すると考えられるが、支払先が明らかでないことから、仕入税額控除の適用はないこととなる。仮想通貨のシステム上は支払先の特定は困難であるが、システムの維持コストとして必須と考えると、なんらかの対応が必要とも考えられる。しかしながら、支払う手数料の量は支払者が決めことができ、この支払が必ずしも義務ではないことから対価性がないとする考えや、手数料の支払先を具体的に特定することが困難であること等を考慮すると、消費税の対象外とすることが妥当であると考えられる。

#### (四) 仮想通貨の範囲

改正された資金決済法は仮想通貨交換業を行う者に対して登録を受けることを義務づけており、登録の判断基準として仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨の適切性も判断要素とすることとしている。非課税の対象とされるのは資金決済法における仮想通貨であるが、仮想通貨交換業者が取り扱うものとされる仮想通貨以外の仮想通貨も存在しているため、消費税において非課税となる資金決済法の仮想通貨に該当するかどうかは、金融当局における判断を参照しながら判定することが必要となると考えられる。

#### ハ 相続税

相続が発生して相続財産に仮想通貨が含まれていた場合、仮想通貨は

財産的価値を有することから当然に相続財産となる。その際、被相続人のウォレットで管理されていた秘密鍵が相続人に承継されなければ、被相続人が保有していた仮想通貨は処分できなくなる。この場合、理論上は価値がなくなった資産を相続したのものとしてその価値をゼロと評価する、又は相続財産としないとすることも考えられる。しかし、秘密鍵が承継されていないという事実を当局が把握することは困難であるから、例えば、納税者からの反証がない限り死亡時の価格で相続されたものと推定するといった対応も必要と考えられる。

財産の所在地は、制限納税義務者の課税関係に影響を与える。相続財産に仮想通貨が含まれる場合は、現行では被相続人の住所によって仮想通貨の所在地が判定される。仮想通貨の性質上、このような判断が妥当か、検討を要する。相続財産の所在地は、日本以外の国で相続税に相当する税が課された場合の外国税額控除の計算にも関連する。

仮想通貨の評価に関して、仮想通貨の取引は相対で行われることがほとんどであり、一時点の価格は、取引によって区々である。相続財産の評価について、財産の種類を特定し、その評価方法について検討する必要がある。

#### (4) 仮想通貨に係る課税手続の考察

##### イ 資料情報

##### (イ) 本人からの情報提供

仮想通貨を保有している場合、財産債務調書や国外財産調書については、法令に基づき仮想通貨に関する情報を記載する必要があるとしている。その所在については、現行では調書を提出する者の所在によることとなる。しかしながら、例えば国外で仮想通貨を取り扱う業者の口座で仮想通貨を保有しているものは居住者が保有していても国外財産とすべきと考えられ、所在の判定の見直しが必要となる。

##### (ロ) 第三者からの情報提供

仮想通貨の取引による所得の発生や財産の保有の情報の把握に資す

るため、その取得及び譲渡に係る情報を収集する必要がある。仮想通貨と法定通貨の交換等を行う者が仮想通貨交換業者として金融当局による規制の対象となり、犯罪収益移転防止法による特定事業者として顧客の本人確認義務を負うこととされたことから、仮想通貨交換業者に対し、顧客の情報（取引に関する情報を含む）の提出を義務付けることが考えられる。

一方で、仮想通貨と法定通貨との交換が仮想通貨交換業者を通じずに（分散取引所として）行われることもあるため、このような情報を把握する別の方法が必要になる。

また、CRS（共通報告基準）に基づく自動的情報交換のための制度が実施される。現時点では仮想通貨及び仮想通貨交換業者はこの制度の対象とされていないが、外国の交換所を通じた取引も容易であることから、これを対象とすべきである。

## ロ 収納

### (イ) 滞納処分

納税者が国税を完納しない場合には、税務署長は納税者に納付を督促し、督促状の発出から 10 日を経過しても完納しないときは、財産を差し押さえなければならない。仮想通貨は、財産の分類としては、第三債務者のない無体財産権等に該当すると考えられる。財産の差押えが可能かどうかは、①財産が滞納者に帰属すること、②財産が国内にあること、③金銭的価値を有すること、④譲渡等が可能であること、とされているが、仮想通貨は①及び②の判定が難しいと考えられる。

仮想通貨の帰属は、秘密鍵がどのように管理されているか（ウォレットの形態）によって異なると考えられる。また、財産が国内にあることの判定（仮想通貨の所在）は、相続税法第 10 条に準じて判定することとされ、現行では納税者の住所の所在により判定する。

これらの要件を満たし、仮想通貨が滞納処分の対象となる財産に該

当たるときに、実際にどうやって差し押さえるか、技術的な検討を要する。

(ロ) 仮想通貨による納付

仮想通貨が広く普及した場合、仮想通貨により税を納付するという発想もあり、国が仮想通貨によって収納することは広範な影響を及ぼすためハードルは相当高いと考えるが、決済サービスの一環として業者が代行して納付をするという要望はあるかもしれない。

### 3 結論

仮想通貨の税務上の取扱いに関し、それぞれの税目や手続等において考えられる論点を洗い出し、対応策を提示した。課税すべきとした論点は、具体的な手続等についてさらに検討を進める必要がある。また、納税者の予測可能性を高める観点からは必要に応じて取扱いを明らかにしていくべき点も多いと思われる。その際、取引の場所や財産の所在の判定などは、異なる税目においても共通の論点があるものが多く、全体のバランス、整合性の考慮も必要である。

また、本研究では仮想通貨のみを取り上げて税務上の取扱いの現状と課題を考察したが、仮想通貨の基礎となっているブロックチェーンは財産的価値の移転のみならずさまざまな情報を対象としてその記録等の実施のための研究や実験がなされている。さらに、決済手段として仮想通貨を見た場合、決済手段の多様化は著しいものがあり、これらとのバランスも考える必要がある。

取引の多様化や技術の急激な進歩により、税当局の対応も困難化・複雑化していくが、実態を適切に把握して対応していかなければならない。大きな変化に直面しており、今後、さらに研究を進める必要がある。

目 次

はじめに	374
第 1 章 仮想通貨の現状と経緯	376
第 1 節 仮想通貨の現状	376
1 仮想通貨の特徴・定義	376
2 仮想通貨の価値の移転の仕組み	382
3 仮想通貨の新規発行・送金手数料	385
4 仮想通貨の保有の方法（ウォレットの種類等）	386
5 仮想通貨の価値の移転の原因となる取引	389
6 仮想通貨の種類	392
第 2 節 仮想通貨（主にビットコイン）のこれまで	393
1 ビットコインの誕生	393
2 ビットコインのその後のあゆみ	393
第 3 節 仮想通貨の法的性質等	395
1 通貨の意義、機能	395
2 私法上の性質の考察	397
3 ビットコイン引渡し請求事件	399
4 外国の裁判例からみた仮想通貨の性質	400
5 小括	401
第 2 章 仮想通貨の課税の現状・経緯	403
第 1 節 日本での仮想通貨の課税上の取扱い	403
1 質問主意書	403
2 自民党 IT 戦略特命委員会	405
3 国会における答弁	406
4 平成 29 年度税制改正	406
5 その他	408
第 2 節 諸外国の扱い	408

1	税務上の取扱い	408
2	ECJ の VAT 判決	413
3	その他	415
第 3 章	仮想通貨の課税に関する考察	417
第 1 節	所得課税	417
1	仮想通貨の移転	417
2	新たに生成された仮想通貨の取得 (いわゆる「マイニング」)	421
3	仮想通貨の移転に伴う手数料	423
4	その他の論点	423
第 2 節	消費税	427
1	仮想通貨の移転	428
2	新たに生成された仮想通貨の取得	428
3	仮想通貨の移転に伴う手数料	430
4	非課税となる仮想通貨の範囲	431
第 3 節	相続税	432
1	課税財産	432
2	相続財産の所在・評価	433
第 4 章	仮想通貨の税務上の手続きに関する考察	435
第 1 節	情報収集	435
1	本人からの情報提供	435
2	第三者からの情報提供	436
3	米国における情報収集の事例	438
第 2 節	収納に係る論点	440
1	滞納処分	440
2	納付	445
第 3 節	その他の問題	446
1	電子帳簿保存法に係る問題	446
2	税務調査	447



結びに代えて ..... 449

## はじめに

「FinTech」<sup>(1)</sup>、「ブロックチェーン」<sup>(2)</sup>、「IoT」<sup>(3)</sup>、「ビッグ・データ」「AI」<sup>(4)</sup>といった文言が新聞やニュースをにぎわしており、最近ではこれらに関する記事を目にしないう日はないといっている。中でも、ブロックチェーンをその基礎技術とするビットコイン、そしてこれを含めた仮想通貨の話題には事欠かない。

ビットコインをはじめとした仮想通貨は、2009 年のビットコインの登場以来、少しずつひろがりを見せていたところ、この数年で大きな話題となり、特に 2016 年から 2017 年にかけて、利用者が急激に増えている。この過程で、仮想通貨が持つ利便性ととも問題点も明らかになってきている。特に、その特徴である匿名性の高さから、犯罪や脱税に利用されやすいという点や、仮想通貨の販売・仲介業者に対する規制がないために業者が破綻したときの利用者の保護が十分でない、といった点が指摘されていた<sup>(5)</sup>。

日本では 2016 年（平成 28 年）6 月に資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）が改正され、仮想通貨の意義が法律に定められた。この改正は、マネーロンダリング等といった不正利用を防止するとともに利用者保護の観点から仮想通貨交換業者を規制するものであり、仮想通貨の用語の意義によってもその性質や私法上の取扱いが明らかになったわけではない。そのような中で、利用者の数や取引の量、仮想通貨の種類、仮想通貨の決済で利用できる店舗の数は、

- 
- (1) 「FinTech」は、「主に、IT を活用した革新的な金融サービス事業を指す、金融（Finance）と技術（Technology）を掛け合わせた造語である。金融審議会金融制度ワーキング・グループ報告（平成 28 年 12 月）
  - (2) 「ブロックチェーン（Blockchain）とは、取引履歴を暗号技術によって過去から 1 本の鎖のようにつなげ、ある取引について改ざんを行うためには、それより新しい取引について全て改ざんしていく必要がある仕組みとすることで、正確な取引履歴を維持しようとする技術」金融庁「平成 28 年度金融行政方針」平成 28 年 10 月 28 頁脚注
  - (3) Internet of Things の略
  - (4) Artificial Intelligence の略。人工知能と訳される。
  - (5) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（平成 27 年 12 月 22 日）

ますます増えている<sup>(6)</sup>。

諸外国においても、仮想通貨を金銭として捉える国、外貨として捉える国、財産 (property) として捉えるなど様々であり、その定義や位置付け、税務上の取扱いは一様ではない。

仮想通貨の取引に関しては様々な場面で税務上の取扱いの問題が生ずると考えられる。消費税に関しては、平成 29 年度改正によりその取引にかかる消費税が非課税とされたが、そのほかにも様々な論点が生じうる。本研究は、仮想通貨の取引において生じる課税上の問題、執行上の問題等、個々の場面・税目の問題点を掲げるとともに、その問題点の解決策への考え方、ヒントを提示するものである。

なお、OECD が平成 27 年に公表した税源浸食と利益移転 (BEPS : Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトの行動計画 1 (電子経済の課税上の課題への対処) の最終報告書においても、ビットコインなどの仮想通貨やシェアリングエコノミーなどの電子経済が税制に与える影響を注視する必要性があるとしている<sup>(7)</sup>。

また、「ビットコインが現行の通貨に代替するようになれば、国のあり方は根本的な影響を受けざるを得ない。場合によっては、国家システムに対する深刻な脅威になる。第一の問題は、税の徴収に関係する。仮想通貨による取引は匿名性を有しているため、仮想通貨による取引が拡大すると、捕捉できない取引が増大する危険がある。そうなれば、徴税に支障が生じる」<sup>(8)</sup>との指摘もある。

これらの報告や指摘からも、本研究を進める意義は大きいと考える。

---

(6) 日本経済新聞「ビットコイン対応 26 万店」2017 年 4 月 5 日 1 面

(7) OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project “Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy” Action 1 - 2015 Final Report. p.143

(8) 野口悠紀雄『ブロックチェーン革命』192 頁 (日本経済新聞出版社、2017 年)

## 第 1 章 仮想通貨の現状と経緯

本章では、本研究が対象とする仮想通貨とは何か、を考察する。

まず、仮想通貨が一般的にどのようなものと捉えられ、また法律等においてどのように定められているかを見るために、仮想通貨の特徴や定義を確認する。ここでは、仮想通貨の代表格であるビットコインを主としつつ、他の種類の仮想通貨にも言及する。また、その取引において課税の対象となり得る事象を捉えるため、仮想通貨の取引の実態を確認する。

次に、仮想通貨、主としてビットコインの歴史をみたくうえで、仮想通貨の性質等について確認する。

なお、「仮想通貨」は、「暗号通貨」「デジタル通貨」「サイバー通貨」などと呼ばれることもある<sup>(9)</sup>。本稿では、わが国における資金決済法の定義に倣い、「仮想通貨」の語を用いる。

### 第 1 節 仮想通貨の現状

#### 1 仮想通貨の特徴・定義

##### (1) 仮想通貨の特徴

仮想通貨は、「ソフトウェアによって管理されるデータそのものに価値を見出し、流通させているもの」<sup>(10)</sup>といった説明がされるように、データが表す量に一定の価値を觀念し、それが流通しているものである。これは、財やサービスの対価として使用されるほか、法定通貨との交換（法定通貨による売買）の対象とされる。そして、硬貨や紙幣などの現物は存在せず、インターネットの中だけで流通する。国家による強制通用力がない、といっ

(9) 斎藤創・芝章浩「暗号通貨に対する諸外国およびわが国の規制の最新動向」金融財政事情（2015.6.15）26頁

(10) 株式会社野村総合研究所「平成 27 年度 我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査）報告書」経済産業省委託調査（平成 28 年 3 月）5頁

た特徴を有する。

(2) 我が国における仮想通貨の定義

我が国の法令において、「仮想通貨」の語は、資金決済法にその定義がある。資金決済法における仮想通貨の用語の意義は、次のとおりである。

第 2 条 (略)

- 5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記載されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
  - 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

この意義の要旨として、仮想通貨は、「①不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手方として法定通貨と相互に交換できる、②電子的に記録され、移転できる、③法定通貨または法定通貨建ての資産ではない、との性質を有する財産的価値」と説明されている<sup>(11)(12)</sup>。①の不特定性については、相手を識別できないという意義での不特定ではなく、受け手がそれを受け入れてくれる限りにおいて誰に対してでも使用で

(11) 湯山壮一郎ほか「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要」金融法務事情 No.2047 (2016.8.10) 66 頁  
 (12) 通貨建資産とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これに準ずるもの(債務の履行等)が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなすこととされている(資金決済法 2⑥)。

きることをいう、といった説明もなされている<sup>(13)(14)</sup>。

(3) 電子マネー等との比較

仮想通貨は、貨幣や紙幣のような現物が存在しないという点、また店頭で決済に使えるという点で、いわゆる電子マネーに類似する。前払い式の電子マネーであって、発行者及び発行者の指定する第三者で使用できるものは、前払式支払手段として、仮想通貨とは異なるものとされている。

前払式支払手段とは、資金決済法にその意義が定められており、次に掲げるいずれかのものを用いる（資金決済法 3 ①）。

- ・ 証票、電子機器その他の物（証票等）に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、発行者又は発行者が指定する者（発行者等）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの
  - ・ 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの
- ビットコインと、法定通貨である貨幣及び紙幣、電子マネー（資金決済法における第三者型前払式支払手段）との比較は、次のとおりである<sup>(15)</sup>。

	ビットコイン	法定通貨 (日本円)	電子マネー (第三者型前払式支払手段)
発行者	システムが自動的に発行	日本政府（貨幣） 日本銀行（紙幣）	電子マネー事業者（第三者型支払手段発行者）

(13) 片岡義広「第 3 回 仮想通貨の規制法と法的課題(上)」NBL No.1076(2016.6.15) 57-58 頁

(14) 資金決済法に基づく仮想通貨交換業の登録における仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨の適正性の判断において、不特定性も判断の要素とされる。

(15) 株式会社野村総合研究所・前掲注 10 5 頁

管理者	P2P ネットワーク参加者が管理	日本政府 日本銀行	電子マネー事業者（第三者型支払手段発行者）
発行上限額	決まっている (2,100 万 BTC)	なし	事前に入金された金額(日本円)の範囲内で発行
価値の裏付け	システムへの信用	日本政府への信用	供託された日本円(入金額の 1/2) 電子マネー事業者への信用
送金の方向	双方向	双方向	一方向 (利用者⇒加盟店)
送金の手数料	少額 送金者負担	高額 場合によって両方負担	受取者(加盟店)負担
取引の匿名性	取引履歴は明らかだが、匿名性がある	高い	低い(履歴は電子マネー事業者が管理)
履歴の公開	公開	非公開	一般に非公開

仮想通貨は、発行者が存在しないことが大きな特徴とされるが、仮想通貨でも、当初の段階で発行者が発行するものもあり、発行者の有無のみによって前払式支払手段か仮想通貨かが区別されるものではない<sup>(16)</sup>。

前払式支払手段と仮想通貨の関係については、仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 7 号）の制定の際のパブリックコメントに寄せられた意見に対する金融庁の回答<sup>(17)</sup>として「ある支払手段が、資金決済法第 3 条に規定する前払式支払手段に該当する場合は、資金決済法第 2 条第 5 項に規定する仮想通貨には該当しないものと考えられます」としている。

仮想通貨の該当性について照会があった場合の判断基準として、1 号仮

(16) 堀天子『実務解説 資金決済法（第 2 版）』41 頁（商事法務、2016 年）

(17) 金融庁「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」(平成 29 年 3 月 24 日) 34 頁、<http://www.fsa.go.jp/news/28/ginkou/20170324-1/01.pdf>

想通貨における①不特定の者に対して使用するものであるかどうかの判断及び②不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができるものであるかどうかの判断、2号仮想通貨における不特定の者を相手方として1号仮想通貨と相互に交換を行うことができるかどうかの判断において申請者から説明を求めるとしている<sup>(18)</sup>。

また、大手の銀行が仮想通貨の発行の実証実験を行っているとの報道もあるが、これが仮想通貨に該当するかどうかについては、どのような仕組みや性質のものとして発行するかによって異なってくると考えられるところ、次のような法律実務家の見解もある<sup>(19)</sup>。

「銀行が預金を自行発行の仮想のコイン等に交換して記帳する一方で預金に戻すこともでき、かつ、当該コインの保有者がこれを加盟店での取引代金の支払手段として利用することができるという取引もありうる。

前者は、仮想のコインというような名称が付されている場合であっても、預金取引の記帳というべきであって、仮想通貨の定義に該当せず、銀行の固有業務である預金取引に他ならないと考えられる。また、かかるコインを加盟店での取引代金の支払手段として用いる取引は、不特定の者に対して使用できるものであるという仮想通貨の定義に該当せず、銀行等と契約関係がある特定の加盟店で使用することができるものであるから前払い式支払手段にはかならない（新聞等で仮想通貨を取り扱っているような報道も見られたが、法的な意味では誤りである。）」

#### (4) 外国における定義

我が国における仮想通貨の定義は前述(2)のとおりである。これはFATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) が公表したガイドダンス<sup>(20)</sup>における定義を踏まえたものとされている<sup>(21)(22)</sup>。同ガイド

---

(18) 事務ガイドライン(第三分冊: 金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係) 5 頁

(19) 片岡義広「ブロックチェーン技術と金融機関関連の法制度的論点についての報告書」平成 29 年 3 月 31 日(同年 2 月に全国銀行協会第 3 回ブロックチェーン研究会に提出した資料等を基に再整理したもの)

(20) FATF “Guidance for a risk-based approach to virtual currencies” Jun. 26 2015



スでは、仮想通貨は「電子的に記録された財産的価値であって電子的な方法で取引可能であり、支払手段、計測単位、価値貯蔵の機能を果たすが、どの法域においても法定通貨の地位を有しないもの (Virtual currency is a digital representation of value that can be digitally traded and functions as (1)a medium of exchange; and/or (2)a unit of account; and/or (3)a store of value, but does not have legal tender status (...) in any jurisdiction)」と定義されている。そして、仮想通貨を二つのタイプ (法定通貨との交換が可能なものと不可能なもの) に分け、交換が可能なタイプのものを集中型と非集中型に区分して、次の表<sup>(23)</sup>のように整理している。

	集中型	非集中型
交換可能 (Convertible)	管理者、交換所、利用者が参加。第三者による台帳が存在。法定通貨と交換できる。 例：WebMoney	交換所、利用者が参加 (管理者は存在しない)。信頼される第三者による台帳が存在しない。法定通貨と交換できる。 例：Bitcoin
交換不可能 (Non-convertible)	管理者、交換所、利用者が参加。第三者による台帳が存在。法定通貨と交換できない。 例：World of Warcraft Gold	存在しない

(注) 「第三者による台帳」は third-party ledger の訳

(21) 湯山壮一郎ほか・前掲注 11 70 頁  
 (22) 堀・前掲注 16 39 頁  
 (23) FATF・前掲注 20 31 頁

## 2 仮想通貨の価値の移転の仕組み<sup>(24)</sup>

多くの場合、仮想通貨の取引が行われて価値が移転した時に、初めて課税関係が生じ得ることから、課税関係が生じ得る事象を明らかにするために、仮想通貨の価値の移転がどのように行われるのかを確認する。ここでは、仮想通貨のうちもっとも流通量の多いビットコインの仕組みを概観する。

なお、ビットコインの仕組みは、技術的には複雑であるものの、価値の移転の部分のみに着目すれば、一定の数量を観念できるデータが、ある特定の場所のようなものを示すデータ（A）に紐付けられた状態から、別の特定の場所のようなものを示すデータ（B）に紐付けられた状態になる（同時に、（A）への紐付けが解消される）ことによって、その数量の移転を観念しているもの、ということができる。そして、その数量に財産的な価値を見出しているコミュニティの参加者の間で、価値の移転を観念し、共有している。

### （1）概要

ビットコインにおける価値の移転のおおまかな仕組みは、次のとおりである。

イ ビットコインの利用者は、ウォレットと呼ばれるアプリケーションを使ってビットコインの価値を移転させるための操作を行う。ウォレットを操作すると、ビットコインアドレス（特定の場所のようなものを示すデータ。銀行などの口座番号のようなイメージ。以下「アドレス」という。）を作成でき、アドレス単位で残高の管理や送金を行う。アドレスの作成後、価値の移転（送付・受領）が行えるようになる。

ロ ビットコインの送付時には、利用者がビットコインを送る指示（トランザクション）を作成する。利用者は、トランザクションに自身の暗号データの付与（電子署名）をするとともに、受領者の暗号データの付与

---

(24) 本節における以下の記述は、主としてアンドレアス・M・アントノプロス著、今井崇也・鳩貝淳一郎訳「Mastering Bitcoin（邦題：ビットコインとブロックチェーン）」（NTT出版、2016年）による。

(公開鍵暗号)をし、これによって銀行のような第三者機関を要することなく、送付者から受領者への送金が、技術的に担保される。

ハ 暗号データを付与したトランザクションをビットコインの取引台帳記録管理ネットワーク（多数のビットコイン利用者が台帳記録管理を行っているネットワーク）に送る。送られたトランザクションは、台帳記録管理者どうしで、リレー形式で情報が伝播し、全体に広がる。

ニ ネットワークに参加する多数の台帳記録管理者は、それぞれ独立して、送られてきた複数のトランザクションを、任意の数でひとつの単位（ブロック）にまとめる。

ホ 多数の台帳記録管理者は、任意の数のトランザクションをまとめたブロックを、新たな台帳記録としてこれまでの台帳に追加するため、難しい計算問題を解く早さを競う。

ヘ 最初にその計算問題を解くことができた一の台帳記録管理者が、その計算結果による新たなブロックを連結したデータを他の台帳記録管理者に送り、他の台帳記録管理者がその計算結果を検証する。

ト 計算結果が検証されると、全ての台帳記録管理者が、送られてきた新たなブロックが連結されたブロックのつながりを、それぞれ自己が管理しているこれまでの台帳に置き換える（ブロックがチェーンでつながっているようなので「ブロックチェーン」と呼ばれる）。

チ ブロックチェーンが全ての台帳記録管理者によってこれまでのブロックチェーンに新たに置き換えられることによって、新たに連結されたブロックに含まれる複数のトランザクションがブロックチェーンにおける記録の一部になり、ビットコインが（正式に）送られたことになる。

## (2) トランザクション

トランザクションは、ビットコインを送る者が、自身が保有するビットコインを、他の者（ビットコインの受領者）に、送る量のビットコインの処分を可能にする権利を移転する旨をデータにしたものである。送付者によって電子署名が付与され、その権利の移転が許可されるため、現実の世

界では手形の裏書が最もイメージが近いと思われる<sup>(25)</sup>。

さらに、ビットコインの受領者が受け取ったビットコインを送付する場合は、受け取ったトランザクションにさらに電子署名を付与することで、他の者に権利を移転する。これは、ビットコインのシステムが、トランザクションという名の約束手形を電子署名で裏書譲渡して権利を移転しているようなものとイメージすることができる。

トランザクションは、他の者に送る資金源（インプット）から送り先（アウトプット）への価値の移転を記号化したデータ構造である。過去に自分宛てに送られたトランザクションのアウトプットを、新たに作るトランザクションのインプットとして参照し、送り先である他の者のアドレスと送るビットコインの数量等をアウトプットとして指定する。過去に自分宛てに送られたトランザクションを参照して他の者に送るために秘密鍵が必要となる。

アウトプットとインプットは、それぞれ複数個指定できる。任意の量のビットコインを送るためには、過去の自分宛のトランザクションのアウトプットを集め、これから行う取引のインプットとして指定する。インプットに指定したビットコインの総量が、送金したい量を超える場合は、「釣り銭」用のアウトプットを自分に宛てる。したがって、アウトプットは、典型的には、相手に宛てるものと、「釣り銭」のふたつになる。

「釣り銭」を含むアウトプットの総量が、入力総量に満たない場合には、その差は取引の手数料となる。手数料は、当該取引の承認に成功した「マイナー (miner)」のものとなる<sup>(26)</sup>。マイナーについては、次の 3 (1) で述べる。

---

(25) ビットコインの送付を手形の裏書譲渡に見立てて解説したものとして、野口悠紀雄『仮想通貨革命ービットコインは始まりにすぎない』68頁（ダイヤモンド社、2014年）

(26) 斉藤賢爾「ビットコインにおけるトランザクション、その展性と影響」WIDE Technical-Report in 2014

### 3 仮想通貨の新規発行・送金手数料<sup>(27)</sup>

#### (1) 新規発行

ビットコインのような仮想通貨は、特定の発行者がおらず、プログラムによって、一定の方法により、約 10 分ごとに、一定の量の仮想通貨が生成される。

上記 2 (1) の概要で述べたように、台帳記録管理者は、任意に選んだ新規のトランザクションをブロックにまとめ、ブロックチェーンにつなぐことができる。計算問題をいちばん早く解いたものが、ブロックチェーンに新しいブロックをつなぐのだが、新しいブロックを作るものは、そのブロックの中にひとつ特殊なトランザクションを入れることができるようになっていいる。それは、台帳記録管理者自身に、一定のビットコインを付与するトランザクションで、トランザクションインプットが存在せず、トランザクションアウトプットのみが存在する特殊なトランザクションとなる。これは、ビットコインの新規発行であると同時に、計算問題の競争に参加するインセンティブとなっている。これをインセンティブとして、台帳記録管理者が計算問題を解き続けることで、ビットコインのネットワークが運営されている。

このようにして新たに生成されるビットコイン (2017 年 6 月現在 : 12.5BTC) を報酬として手に入れ、使用することが出来るようになる。

ビットコインのマイニング方法は、「ソロ」と「プール」の 2 種類に大別できる。このビジネスは、もはや個人レベル「ソロ」で行うことは難しく、専用のマイニングセンター、安い電気代、人件費、設備投資用資金などを持つ専門事業者と共同で行う「プール」が主流<sup>(28)</sup>となっている。

#### (2) 送金手数料

ビットコインを送る際には、手数料が支払われる。支払うのはビットコ

---

(27) アンドレアス・前掲注 24

(28) ビットバンク株式会社&『ブロックチェーンの衝撃』編集委員会著『ブロックチェーンの衝撃』51 頁 (広末紀之執筆部分「ビットコインとビジネス」)

インを送る者であり、手数料はトランザクションごとに支払われ、その量はビットコインを送る者が決めることができる。

手数料を受けるのは、計算競争に勝った台帳記録管理者である。計算競争に勝った台帳記録管理者は、報酬として新規に生成されたビットコインを受けのほか、ブロックに取り込まれたすべてのトランザクションに含まれる手数料も手に入れることになる。

手数料は、先にトランザクションの説明で述べたように、トランザクションにおけるインプットとアウトプットの差額として計算される。

#### 4 仮想通貨の保有の方法（ウォレットの種類等）<sup>(29)</sup>

##### (1) ウォレットの種類

仮想通貨は、ブロックチェーンに記録されたアドレスに紐付けられている数字が数量として観念されている。この数量は、ウォレットと呼ばれるアプリケーションによって認識することができる。ウォレットには、次のようにいくつかの種類がある。

取引所（交換所）のウォレット	取引所（交換所）のアカウントにおいて、仮想通貨（及び円などの現金）が管理される。取引所（交換所）が破綻した場合には、保有していた仮想通貨が処分できなくなる。
ウェブウォレット	ウェブ上で業者が提供するアプリケーションで、そのアプリケーションにおいて秘密鍵・公開鍵が管理される。鍵の安全性は、業者が提供するアプリに左右される。

(29) 木下宏揚「仮想通貨 Bitcoin を支える技術」Nextcom26 特集「仮想通貨」（KDDI 総研、2016 年）27 頁

PC ウォレット・モバイルウォレット	パソコンやスマートフォンにインストールして使用するアプリケーションで、そのアプリケーションにおいて秘密鍵・公開鍵が管理される。
ハードウェアウォレット	専用の端末（デバイス）に秘密鍵を入力し、そのデバイスで鍵が管理される。インターネットにつながらない状態で鍵が管理されるため、安全性が高い。
ペーパーウォレット	秘密鍵とアドレスが紙に印刷される。印刷された紙そのものを保管する。

このように、幾つかの種類ウォレットがあり、このウォレットにおいては、ビットコインの処分の権限の源泉である「鍵」が管理されている。

(2) 公開鍵、秘密鍵

トランザクションを作り送金を指示するためには、その指示の対象となるコインがその指示をする人のものであることを証明する必要がある。それを証明する手段として、トランザクションに電子署名を付すことが求められる。電子署名をするために必要になるのが、ウォレットで管理されている「秘密鍵」である。

また、トランザクションを作り送金を指示するためには、送金先を特定し、送金する量とあわせて情報を入力する必要がある。この特定される送金先が「アドレス」と呼ばれるものであり、このアドレスを生成するために「公開鍵」が必要となる。

「秘密鍵」は無作為に選ばれる数値であり、秘密鍵の所有と支配が、ア

ドレスに紐づいたビットコインに対する支配権の源泉となる<sup>(30)</sup>。秘密鍵から楕円曲線暗号により「公開鍵」が計算される<sup>(31)</sup>。この公開鍵から、一方の暗号的ハッシュ関数を用いて「アドレス」の数字が作り出される<sup>(32)</sup>。「秘密鍵」→「公開鍵」→「アドレス」の方向に生成され、逆方向に値を求めることはできない。

秘密鍵の作られ方によってもウォレットの種類が分類される。非決定性ウォレットと決定性ウォレットである。非決定性ウォレットは、一つの秘密鍵しか生成されない。一つの秘密鍵に対して一つの公開鍵、一つのアドレスしか生成されないの、異なるアドレスを使うためには秘密鍵をその数だけ用意する必要があるがそのたびにバックアップが必要になる。一方、決定性ウォレットは、シードとなる秘密鍵から複数の秘密鍵を生成することができるウォレット。シードとなる秘密鍵のバックアップを取っておけば、生成されたすべての鍵を復活できる。後者のうち、階層的決定性ウォレット（HD ウォレット）<sup>(33)</sup>は、1つのシードから複数の秘密鍵が生成され、生成された秘密鍵がさらに秘密鍵を生成する。階層的決定性ウォレットでは、秘密鍵を使うことなく親公開鍵から子公開鍵を作り出せるという特徴がある<sup>(34)</sup>。

また、送金に必要な秘密鍵（電子署名）の数による分類もある。シングルシグアドレス（single signature address）とマルチシグアドレス（multi signature address）に分類される。一般的に用いられているのはシングルシグアドレスで、各アドレスには一つの秘密鍵が紐づいており、ビットコインを送る際にはその秘密鍵で電子署名を一つだけ作ればよい。一方、マルチシグアドレスは、各アドレスに複数の秘密鍵が紐づいており、ビットコインを送る際にはこれらの秘密鍵のうち所定の数以上の電子署名が必要

---

(30) アンドレス・前掲注 24 69 頁

(31) 同上 71 頁

(32) 同上 76 頁

(33) 同上 95 頁

(34) 同上 99 頁



になる。マルチシグアドレスは、組織体などで複数の者が権限を持つ案件などで利用することが想定される。また、相対的に安全性が高いため、多くの取引所において顧客資産の分別管理のために多く用いられているようである。

## 5 仮想通貨の価値の移転の原因となる取引<sup>(35)</sup>

仮想通貨は、何らかの行為又は取引が原因となって移転等がなされる。仮想通貨の移転等の原因となる取引は多様であるが、その主なものをあげれば次のとおりである。

### (1) 仮想通貨の売買

仮想通貨を、円やドルなどの通貨で売買することによる取引（仮想通貨と円やドルとの交換）である。仮想通貨交換業者との間で、法定通貨との交換により行われることが多い。ただし、交換の相手方は仮想通貨交換業者に限られるものではなく、仮想通貨交換業者以外の者との間で交換することもできる。また、仮想通貨交換業者が売買の媒介等をすることもあり、購入希望者と売却希望者との間で注文が合致したところで売買が行われる。

### (2) 商品やサービスの対価

資産を譲渡し、又はサービスを提供して、その対価として仮想通貨を受け取る、又は支払う。仮想通貨と商品やサービスとの交換である。仮想通貨を他の種類の仮想通貨と交換することもある。

### (3) 仮想通貨の取引の承認の報酬（マイニング）

新規に発行される仮想通貨（と手数料）を取得する。鉱物の採掘になぞらえて「マイニング」と呼ばれる。マイニングの方法には、単独で行われるマイニングのほか、マイニングの機械を有する者が共同して行う方法（マイニングプール）、マイニング事業者に対して投資することで報酬の分配を受ける方法（クラウドマイニング）がある。

---

(35) アンドレアス・前掲注 24 10 頁、ビットバンク株式会社ほか・前掲注 28 36 頁以下

## (イ) ソロ・マイニング

ある者が有する機械の計算能力を提供して行う、報酬として新規に発行される仮想通貨の取得を目的とした行為。

(ロ) マイニングプール<sup>(36)</sup>

計算競争の難易度の上昇や激化によりソロ・マイニングでは計算競争に勝つ見込みが低いことから、複数（多数）の事業者が共同で計算を行い、報酬として得た仮想通貨を、拠出した計算能力に応じて分配する。

(ハ) クラウドマイニング<sup>(37)</sup>

遠隔で仮想通貨のマイニングを行うためのハードウェアを利用する。採掘難易度の上昇により自宅で採掘を行う採掘者（マイナー）の利益が上がりなくなっているために生まれた手法である。

## (4) 寄付

仮想通貨は、送金に係る手数料が少なくすむこと、間に団体を介さず寄付したい先に直接に資金を送ることができることなどから、寄付に向いているといわれる<sup>(38)</sup>。

## (5) その他

## イ 仮想通貨の預入れ・貸付けに伴う利子

仮想通貨を預かって、一定期間経過したあとに、預かった仮想通貨の一定の割合を加えて預けた者に返す、というサービスも行われている<sup>(39)</sup>。

ロ ICO（クラウドセール）<sup>(40)(41)</sup>

ICO とは、Initial Coin Offering の略で、運用開始前仮想通貨の事前

(36) アンドレアス・前掲注 24 220-224 頁

(37) bitflyer の解説「ビットコイン用語集」による。  
[https://bitflyer.jp/ja/glossary/cloud\\_mining](https://bitflyer.jp/ja/glossary/cloud_mining)

(38) 仮想通貨交換業者が事業の一環として寄付を受けるほか、ビットコインによる直接の寄付を促すプラットフォーム（例：kizuna（<https://www.kizuna.world>））などもある。

(39) 「ビットコイン版『定期預金』平成 29 年 5 月 9 日 日本経済新聞朝刊 7 面

(40) 野口・前掲注 8 269 頁

販売のことである。IPO（株式公開）と同様に、事前に「トークン」（開発したサービスを利用するために必要とされる独自の仮想通貨）を売り出して開発費用を調達する。

#### ハ 取引所（仲介業者）が受ける仲介手数料

仮想通貨交換業者が仮想通貨の売買の媒介等を行う際に、購入希望者及び売却希望者のいずれか、又は双方から媒介手数料を取得する。

#### ニ アフィリエイト収入

個人のブログなどに仮想通貨交換業者のホームページへのリンク広告を設置し、そのブログのリンクを経由してその仮想通貨交換業者で口座を開設した場合に、その仮想通貨交換業者がブログを運営する個人などに対して報酬として支払う広告料で、ビットコインなどで報酬が支払われる。

#### ホ ビットコイン決済サービスの手数料<sup>(42)(43)</sup>

店舗などで利用客が代金をビットコインで支払えるようにするサービス。利用客が支払ったビットコインは決済サービス提供会社に送られ、その時の価格で円に換算されて店舗に支払われる。価格変動リスクは、決済サービス会社が負っている。

#### ヘ 仮想通貨のデリバティブ取引

仮想通貨を対象資産とした先物取引等も行われている。このうち、決済時に取引の目的となる仮想通貨の現物を受け渡す取引と、現物を受け渡さずに反対売買によって差金の授受を行う取引（差金決済取引）とがある<sup>(44)(45)</sup>。

---

(41) 日本では 2017 年のはじめあたりから仮想通貨関連業界で ICO が大きな話題になっているが、本稿では深く立ち入らない。

(42) ビットバンク社ほか・前掲注 28 42 頁

(43) Bitcoin 日本語情報サイト>決済サービス (<https://jpbitcoin.com/payment>)

(44) 金融庁仮想通貨ガイドライン 5 頁。なお、差金決済取引は、資金決済法に定める「仮想通貨の交換等」には該当しない。

(45) 仮想通貨のデリバティブ取引は、現時点では、金融商品取引法や商品先物取引法の規制の対象にはならない。片岡義広・森下国彦編著『FinTech 法務ガイド』215 頁

## ト 詐欺的行為による金銭等の詐取

仮想通貨の価格の上昇に伴い、これに便乗して高齢者等から金銭を詐取する事例が多いと報道されている<sup>(46)</sup>。

## 6 仮想通貨の種類

ビットコインが典型的だが、その他にも多くの種類の仮想通貨が存在するとされている<sup>(47)</sup>。700 以上とも 1,000 以上とも言われる。

仮想通貨の中では、2017 年前半まではビットコインの流通量が最も多かった。2017 年当初は時価総額で仮想通貨全体の 90%程度とそのほとんどを占めていたが、同年 6 月末現在では 40%程度になっており、相当程度下がっている。ビットコイン以外の仮想通貨として、Ethereum, Ripple, litecoin, Ethereum Classic, NEM, Dash, IOTA といった種類の仮想通貨が続いている。それぞれ、通貨のようなもの以外にも使われる、中央集権型である、匿名性が高い、などの特徴を有している。

例えば、Ethereum は、ビットコインに次いで時価総額が大きい(2017 年 6 月時点)が、その特徴は、ビットコインと同じように、ブロックチェーン技術と暗号通貨をベースに作られており、独自の通貨(ether)を持ち、プルーフオブワークのしくみを利用して改ざん不可能な取引を実現している。ビットコインとの違いは、通貨の取引だけでなく、どんな取引でも実行できる点にある(スマートコントラクトと呼ばれる)。イーサリアムには、ブロックチェーンを使ってアプリケーションを開発するための便利な道具が組み込まれており、これを使えば分散型のゲームアプリから証券取引所まで、幅広いサービスが実現できる<sup>(48)</sup>。

---

(河合健氏執筆部分「第 5 章 仮想通貨を用いたサービスと仮想通貨交換業」)(商事法務、2017 年)

(46) 「仮想通貨 狙われる高齢者」平成 29 年 5 月 9 日 産経新聞朝刊 1 面

(47) CryptoCurrency Market Capitalizations (<https://coinmarketcap.com>)

(48) ドン・タブスコット、アレックス・タブスコット著『ブロックチェーン・レポリューション』109 頁(ダイヤモンド社、2016 年)

## 第 2 節 仮想通貨（主にビットコイン）のこれまで

### 1 ビットコインの誕生<sup>(49)</sup>

ビットコインは、Satoshi Nakamoto を名乗る人物が 2008 年 11 月末にメーリングリストに投稿した論文から始まる。“Bitcoin : Peer-to-Peer Electronic Cash System” と題された論文<sup>(50)</sup>で、その中では、ビットコインの特徴として次を挙げている。

- ・ 第三者機関を必要としない直接取引の実現
- ・ 非可逆的な取引の実現
- ・ 少額取引における信用コストの削減
- ・ 手数料の低コスト化
- ・ 二重支払の防止

メーリングリストでしばらく議論が行われたのち、2009 年 1 月 3 日に最初のブロックが生成され、ビットコイン及びビットコインの運用が始まった。ビットコインが初めて対価として使われたのは、2010 年 5 月 22 日で、米国在住のプログラマーが、L サイズの宅配ピザ 2 枚を 1 万ビットコインで買ったと言われている。

### 2 ビットコインのその後のあゆみ

違法な薬物などを販売するシルクロードという闇サイト（2011 年に開設）において、ビットコインが使われていた。シルクロードは匿名で利用でき、一元的に管理する者がいないため口座凍結のリスクもないことから、一時は約 100 万人の登録ユーザを有する世界最大の違法取引市場（マーケットプレイス）であり、ここで利用されることによってビットコインの価値が上がっ

---

(49) 株式会社野村総合研究所・前掲注 10 4 頁、ナサニエル・ポッパー著、土方奈美訳『デジタルゴールド』（日本経済新聞出版社、2016 年）

(50) Satoshi Nakamoto. (2009) “Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System” (<https://bitcoin.org/bitcoin.pdf>)

ていった<sup>(51)</sup>。

2013 年にキプロスで銀行預金に課税されるといういわゆるキプロスショックが発生すると、資産の逃避先としてビットコインが利用され、価格が上昇した。

渋谷に拠点を置いて 2011 年からビットコインの交換所を提供していた Mt.Gox 社が、2014 年に破たんした<sup>(52)(53)</sup>。

2014 年、金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) において、仮想通貨の定義やマネーロンダリング・テロ資金としての利用可能性、具体的な違法行為の実例などについてのレポートが公表された<sup>(54)</sup>。ビットコインをはじめとする仮想通貨は、テロ資金供与に利用されているとの指摘もあり、2015 年 6 月に開催された G7 エルマウサミット (於: ドイツ) の首脳宣言で、「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するための更なる行動をとる」と合意され、同月に FATF が公表したガイダンス<sup>(55)</sup>において、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対してマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すことが各国に求められた。

日本では、平成 28 年 6 月に改正資金決済法が公布され、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。これは、G7 エルマウサミットの首脳宣言、FATF が公表したガイダンスや、大手交換所の破綻といった状況を踏まえ、仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネーロンダリング・テロ資金供与規制を導入し、不正利用の防止という国際的な要請に対応するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて、利用者の信頼を確保するための環境整備が必要と考え

---

(51) 岡田仁志・高橋郁夫・山崎重一郎著『仮想通貨 技術・法律・制度』149 頁 (東洋経済新報社、2015 年)

(52) 岡田ほか・前掲注 51 215 頁以下

(53) MtGox 社はゲームカードの交換業者からスタートした会社。社名は、Magic The Gathering Online eXchange の頭文字からなる。

(54) FATF “VIRTUAL CURRENCIES - KEY DEFINITIONS AND POTENTIAL AML/CFT RISKS.” 2014.6.27

(55) FATF “GUIDANCE For a risk-based approach to virtual currencies.” 2015.6.26

られたことによる<sup>(56)</sup>。この法律の改正に際しては、金融審議会に設けられた「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する審議が行われ、2015 年 12 月に、金融審議会において「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」(平成 27 年 12 月 22 日)が公表されている。

### 第 3 節 仮想通貨の法的性質等

本節においては、通貨の意義・機能等、仮想通貨の私法上の性質に関する考察及び裁判例を素材として、仮想通貨の性質を確認する。

#### 1 通貨の意義、機能

##### (1) 通貨の意義

仮想通貨を考察するにあたり、使用される用語の意義を明らかにする必要がある。関連する用語のうち、一般的なものとして「金銭」、「通貨」、「貨幣」、「資金」等の語があり、これらは使われる状況に応じて多義的に用いられている。また、法律学において「金銭」、「通貨」、「貨幣」、「現金」等が用いられるが、法律全般に亘って整合的・体系的な用語法が採られているとは言いがたく、「概念の相対性」が生じている、と指摘される<sup>(57)</sup>。

法律上の用語としては、「通貨」とは、「一般に、法律上強制通用力を与えられた支払手段である貨幣・紙幣及び銀行券をいう」とされている<sup>(58)</sup>。強制通用力とは、法律が貨幣や銀行券に対して与えた支払手段としての通用力をいい、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律、及び日本銀行法

---

(56) 湯山壮一郎ほか編著『逐条解説 2016 年銀行法、資金決済法等改正』35 頁(商事法務、2017 年)

(57) 古市峰子「現金、金銭に関する法的一考察」金融研究第 14 巻第 4 号 102 頁(日本銀行金融研究所、平成 7 年 12 月)

(58) 用語の意義等については、中里実「租税法と金銭(上)」114~116 頁(税研 93 号)も参考にした。

に定められる。そして、「金銭」の定義は「財貨の交換の媒介物として国家が定めた物」<sup>(59)</sup>である。

仮想通貨は、法的な意味では通貨ではない<sup>(60)</sup>が、「金銭」という語には自由貨幣も含めて用いられるとする立場では、「金銭」と言う語には仮想通貨も含まれることになる。しかしこのような立場によっても、「金銭」には常に自由貨幣が含まれるわけではなく、法律の各規定の解釈によって定まるものと考えられる<sup>(61)</sup>。

## (2) 通貨の機能

貨幣には、以下の三つの経済活動に欠かせない重要な役割があるとされている<sup>(62)</sup>。

- ① モノの価値を図るモノサシ（価値基準）となる「価値尺度」
- ② 支払（交換）手段ともいわれる「決済手段」
- ③ 資産として保有するための「価値貯蔵」

これらの機能は、経済学者ウィリアム・スタンレー・ジェヴォンズが 1875 年に発表した『Money and the Mechanism of Exchange』に由来しているといわれている<sup>(63)</sup>。

価値の尺度となり、価値が貯蔵されるという貨幣の「価値」について、岩井克人東京大学名誉教授は、「太郎さんが持っている 1 万円札（これ自体の「モノ」としての価値はほぼゼロ）が貨幣として 1 万円の価値があるのは、この 1 万円を花子さんに渡したら、花子さんがこれを 1 万円のものとして交換してくれると太郎さんが思っているから。そして、花子さんがなぜこ

(59) 法律学小事典[第 5 版] 271 頁（有斐閣、2016 年）

(60) 2013 年に参議院に提出された質問主意書（後掲注 79）に対し、ビットコインは通貨に該当しないと答弁している。

(61) 岡田ほか・前掲注 51 120-121 頁

(62) 宿輪純一『通貨経済学入門（第 2 版）』16 頁（日本経済新聞出版社、2015 年）

(63) カビール・セガル著、小坂恵理訳『貨幣の「新」世界史』23 頁（早川書房、2016 年）なお、本書の原題は“Coined - The rich life of money and how its history has shaped us”である。副題の訳は「お金の豊かな一生、それはいかに歴史を通じて私たち人類を形成してきたか」同 24 頁



れに 1 万円の価値があると思っているか」というと、花子さんも、ほかの誰かがこれをいつか 1 万円の価値として受け取ってくれると思っているから。貨幣とは、「すべての人間が『ほかの誰かが価値があると思っている』と思っている」から価値があるだけ<sup>(64)</sup>「貨幣の貨幣としての価値は、まさにそれが貨幣として使われるから貨幣として使われるという「自己循環論法」によって支えられているのです。それだからこそ、モノとしてはほとんど何の役にも立たない、ヤップ島の底に沈んでいる丸い大きな石でも、ミネルヴァのフクロウの姿が刻印された金属片でも、福沢諭吉の顔が印刷された紙切れでも、コンピューターネットワーク上の暗号化された電子情報でも、貨幣になることができますし、実際に貨幣になっているのです」と説明される<sup>(65)</sup>。

## 2 私法上の性質の考察

仮想通貨の用語の意義が資金決済法に定められたことは既に述べたが、この定義は、仮想通貨の私法的性質（カネかモノか等）を規定する私法上の定義ではなく、仮想通貨の機能や外形に即した包括的・実質的な規制法上の定義である<sup>(66)</sup>。仮想通貨を保有している者が実際にどのような法的地位にあるのかも不明確であり、仮想通貨の取引の法的性格がどのようなものかも不明確といった状況にある<sup>(67)</sup>。このように仮想通貨の私法上の定義は明らかでない」と解される一方で、仮想通貨の私法上の扱いについていくつかの見解を示したものがある。

森下哲朗教授は、「仮想通貨は、日本の私法上、法的保護に値する財産的価

(64) 岩井克人「Bitcoin vs. Big Brother 岩井克人のビットコイン論」WIRED Vol.25 (2016 年 11 月) 50 頁

(65) 岩井克人・前田裕之『経済学の宇宙』226 頁（日本経済新聞出版社、2015 年）

(66) 久保田隆・家久来美穂里・劉揚（LIU Yang）「国際コンプライアンスの研究 第二部 国際コンプライアンスの諸相 第 28 回 仮想通貨規制法案の概要と課題」国際商事法務 Vol.44, No.6 (2016) 905-906 頁

(67) 森下哲朗「FinTech 法の評価と今後の法制的展開」LIBRA Vol.17 No. 4 25 頁（東京弁護士会、2017 年）

値であり、そうした財産的価値として法的にも権利の対象や取引の対象として扱われるべきであってその帰属や移転については、原則として物権法のルールに従うと考えるべき<sup>(68)</sup>とされる。これは、資金決済法における規制の内容が、仮想通貨に財産的価値を認め、その保有者について、一定の法的保護が必要であるとの立場に立つものであり、仮想通貨の保有者の権利は物権的保護に値する財産的価値であるといった見方が前提にあるという考えにたったものである<sup>(69)</sup>。

また、片岡義広弁護士は、「我が国の民法等の私法は、「物」「人」「金銭」「物権」「債権」の概念を規定するのみであり、また、債権質や知的財産権のような「人」の「権利」に対する支配権である「準物権」の概念を規定するが、物権及び準物権については、物権法定主義により法定がなされないと法的な権利にはならない。仮想通貨にも、「人」の「財産的価値」についての事実上の支配という機能は認められるから、構造としては「準物権」に類似する。しかし、仮想通貨の財産的価値が「権利」といえない以上は、「準物権」ということもできない。ただ、準物権と同様の構造を有することから、物権法自体を適用することはできないが、一般法理によって、物権法に類する規範が適用される。」「ただ、仮想通貨自体の法律関係については、国際的なコンセンサスに基づく商慣習等が形成されるか、法制化が図られない限り、その私法関係は上記の一般法理によらざるを得ないものになると考えられる。仮想通貨を巡るさまざまな事象について、一般法理がどのように適用されることになるのかという点は、今後明らかにされてゆくべき今後の課題であると考えられる。」としている<sup>(70)</sup>。

私法上の諸規定は今後 10 年をかけて整備される予定<sup>(71)</sup>とされている。諸

(68) 森下哲朗「FinTech 時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎・藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』807 頁（有斐閣、2017 年）

(69) 森下・前掲注 68 807 頁

(70) ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会（事務局：全国銀行協会）「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書（2017 年 3 月 26 日）」片岡義広弁護士提出資料

(71) 久保田ほか・前掲注 66 906 頁

外国においても、仮想通貨や仮想通貨の取引の法的性格をどのように考えるべきか、さまざまな議論が行われている<sup>(72)</sup>。

### 3 ビットコイン引渡し請求事件

平成 26 年に起きた、ビットコインの取引所大手、Mt.Gox の破綻については先に触れたが、この取引所の顧客であった者が、その破産会社に預けていたビットコインを取り戻すべく、訴訟を提起した<sup>(73)</sup>。本件は、Mt.Gox が運営するビットコインの取引所の顧客であった原告が、Mt.Gox の破産管財人である被告に対し、破産法に規定する取戻権<sup>(74)</sup>に基づくビットコインの引き渡しと、不法行為に基づく損害賠償を求めた事件である。

ビットコインの引渡し請求について、原告は、原告がビットコインを所有しており、したがってそのビットコインは破産財団<sup>(75)</sup>を構成しないにもかかわらず被告がそれを占有していると主張した。

判決は、所有権の対象となるか否かについては有体性及び排他的支配可能性が認められるか否かにより判断すべきであると、これらについて次のように判示した。

- ① 有体性について、ビットコインは「デジタル通貨」あるいは「暗号学的通貨」であり、その仕組みや技術は専らインターネット上のネットワークを利用したものであることから「ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がないことは明らかである」として有体性を否定
- ② 排他的支配可能性について、「ビットコインの仕組み、それに基づく特定のビットコインアドレスを作成し、その秘密鍵を管理する者が当該アドレスにおいてビットコインの残量を有していることの意味に照らせば、ビッ

---

(72) 森下・前掲注 68 804 頁

(73) 東京地判平成 27 年 8 月 5 日（判例集未搭載）

(74) 取戻権について、破産法は「破産手続の開始は、破産者に属しない財産を破産財団から取り戻す権利に影響を及ぼさない。」と定める（破産法 62 条（取戻権））。

(75) 「破産財団」とは、破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう（破産法 2 条 14 項）。

トコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない」として排他的支配可能性を否定

そして、「ビットコインが所有権の客体になるために必要な有体性及び排他的支配可能性を有するとは認められない。したがって、ビットコインは物権である所有権の客体とはならない」として、取戻権の対象とはならないとした。

#### 4 外国の裁判例からみた仮想通貨の性質

##### イ 判決の概要

米国フロリダ州で、ビットコインの取引がマネーロンダリングの要件を構成するかどうか裁判で争われた<sup>(76)</sup>。2016年7月22日、裁判所は次のように判断した。

まず、マネーロンダリングの性質は、一般的に、不法な行為 (illicit activity) を合法化させる方法だと理解されているものだ、ということを確認した。そして、フロリダ州では、個人が金融の取引 (その仲介が違法な行為を助長するようなモノを含む取引) に関わることは違法であり、その取引には、「通貨代替物 (monetary instrument)」が含まれている必要があり、「通貨代替物」は、U.S.通貨、旅行小切手、個人の小切手が含まれる、とした。その上で、ビットコインは資産であるから通貨代替物ではない (Bitcoin, a form of property, is not a monetary instrument)、として、ビットコインの売買の仲介をした被告人の取引は違法な行為にはあたらないと判断した。

##### ロ 税に関する示唆

---

(76) The state of Florida vs. Michell Abner Espinoza, “order granting defendant’s motion to dismiss the information” Criminal division, case no. : F14-2923, section : 13

本判決について、税の観点からは次の点が問題となる、との指摘がある<sup>(77)</sup>。

まず、売り手に関することとして、評価 (valuation) の問題がある。ビットコインの日々の価格は特別な手段を用いなくても一般的に表示されている情報を参照できるので、大きな問題ではない。本当に難しいのは、どのビットコインを売ったか、ということだ。損益を計算するために、異なる日に異なる価格で購入したビットコインのどれを売ったのかを把握しなければならないが、IRS はその方法を明示していない。

また、ビットコインの取引における相互の交換 (The peer-to-peer exchange) が、バータークラブ (barter club) 又はバーター交換 (barter exchange) に分類されるかどうか、という論点もある。IRS は、バーター交換を「メンバーや顧客を抱える個人又は組織で、お互いの契約により参加して商品やサービスを取引したり交換したりするもの」<sup>(78)</sup>と定義している。ビットコインの売買に当てはめて考えると、その組織は資金移動業 (money transmitter business) であってバータークラブではない。ただし、財やサービスの対価としてビットコインが移転するならば、それはバータークラブになる。もしバータークラブに分類されると、その交換取引に対して Forms 1099-B の調書を提出する義務を負うことになる。

## 5 小括

2014 年に仮想通貨取引所 Mt.Gox が破たんし、ビットコインが世間に認知され始めた時期は、「ビットコインはモノかカネか」という議論がなされていたが、もはやそのような二者択一の議論ではないと思われる。モノの要素、カネの要素の両方があり、利用される場面ごとにいずれかの要素が相対的に強く現れている。

---

(77) Joni Larson. “Implications of bitcoin not being actual currency : The Espinza Case” ABA Tax Times, Vol. 36 No.1

(78) Treas. Reg. §1. 6045-1(a)(4) ; Instructions for Form 1099-B ; IRS, Barter Transactions (website information for small businesses)

我が国の裁判例、米国における裁判例のいずれも、適用される法の内容、その法を適用させるべきか否かによって仮想通貨の性質を「お金ではない」又は「モノではない」と判断している。

日本において、具体的な問題を処理しなければならない税務においては、仮想通貨の私法上の取扱いが明らかにならなくても、その取扱いを示す、独自に定めることは必要と考える。それによって納税者の予測可能性も高まるだろう。その場合、「所得課税の目的において」「消費税の目的において」といった文言が置かれる英語圏の国々の税法の規定も参考になるとも考えられる。もともと、我が国における借用概念や固有概念といった考え方との整理が必要となる。

## 第 2 章 仮想通貨の課税の現状・経緯

本章では、仮想通貨の課税の現状と経緯について、わが国における現状と経緯、外国における取り扱いの現状や判決を確認する。

### 第 1 節 日本での仮想通貨の課税上の取扱い

我が国でビットコインに係る課税関係が話題になったのは、マウントゴックスの破綻の直後に提出された質問主意書に対する答弁書である。自民党の小委員会における検討等を経て、平成 29 年度税制改正において仮想通貨の取引に係る消費税が非課税とされた。以下、それぞれの内容を詳述する。

#### 1 質問主意書

平成 26 年 3 月に、参議院の大久保勉議員からビットコインに関する質問主意書が提出された<sup>(79)</sup>。ビットコインが通貨に該当するか、という質問に対し、政府は、ビットコインは強制通用力のある通貨ではなく、わが国の法律において明確に位置づけられたものはない、と答弁した。また、ビットコインの課税関係に関する複数の質問に対し、政府は、それぞれ次のように答弁している<sup>(80)</sup>。

---

(79) 質問第 28 号「ビットコインに関する質問主意書」(平成 26 年 2 月 25 日)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/syuh/s186028.htm>、

及び質問第 39 号「ビットコインに関する再質問主意書」(平成 26 年 3 月 10 日)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/syuh/s186039.htm>

(80) 答弁書第 28 号「内閣参質 186 第 28 号 ビットコインに関する質問に対する答弁書」(平成 26 年 3 月 7 日)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186028.htm>、

及び答弁書第 39 号「内閣参質 186 第 39 号 ビットコインに関する再質問に対する答弁書」(平成 26 年 3 月 18 日)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186039.htm>

質問	答弁
<p>(問 12 - 1)</p> <p>ビットコインの交換で経済的利益を得た者が確定申告を行う際、一般論として所得の区分は何に該当するのか(特に、譲渡所得に該当するか)、政府の見解を示されたい。また、法人税の申告の場合における取扱いについても、併せて示されたい。</p>	<p>一般論としては、個人が得た経済的利益が所得税法 33 条 1 項に規定する所得に該当する場合には、譲渡所得となり、また、法人が得た経済的利益の額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入される。</p>
<p>(問 12 - 2)</p> <p>非居住者及び外国法人であっても、ビットコインの国内交換所で経済的利益が発生した場合、一般論として課税対象になり得るという理解でよいか、政府の見解を示されたい。</p>	<p>一般論としては、所得税法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者又は法人税法代 2 条第 4 号に規定する外国法人については、所得税法第 7 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は法人税法第 9 条第 1 項に規定する国内源泉所得を課税の対象としており、その対象に該当しない場合には、課税の対象とならない。</p>
<p>(問 13)</p> <p>ビットコインの交換で経済的利益を得た場合、財産及び債務の明細書に記載すべき対象となるか。また、国外財産調書制度の対象となるか、政府の見解を示されたい。これらの対象となる場合、財産及び債務の明細書については該当する財産の種類、</p>	<p>(答)</p> <p>一般論としては、所得税法第 232 条第 1 項に規定する明細書は、所得税法施行規則別表第 10 に定めるところにより、また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する国外財産調書</p>



<p>国外財産調書については該当する国外財産の区分及び種類についても、併せて示されたい。</p>	<p>は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則別表第 1 に定めるところにより記載しなければならないこととされている。</p>
<p>(問 14) 仮に、ビットコインの国内交換所において 1 BTC を 5 万円で交換した場合、本年 3 月 10 日現在であれば、2,500 円の消費税が課税されるという理解でよいか、政府の見解を示されたい。その場合、交換手数料又は「送金」手数料についても、消費税が課税されるという理解でよいかも示されたい。また、消費税が課税される場合、納税義務者は誰になるのか、併せて示されたい。</p>	<p>一般論としては、消費税法第 4 条第 1 項に規定する資産の譲渡等に該当する場合であって、同法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものであれば、課税資産の譲渡等として消費税の課税の対象となる。 また、「消費税が課税される場合」の「納税義務者」については、同法第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除き、国内において課税資産の譲渡等を行った事業者となる。</p>

## 2 自民党 IT 戦略特命委員会

自民党 IT 戦略特命委員会・自民党資金決済小委員会による「ビットコインをはじめとする『価値記録』への対応に関する【中間報告】」(2014 年 6 月 19 日)では、「前払式支払手段(電子マネー)に該当するものは除き、これまで『仮想通貨』、『暗号通貨』と呼ばれていたものを『価値記録』(価値を持つ電磁的記録の意)とし、通貨でも物でもない、新たな分類に属するものと定義)した。そして、「価値記録」に対する課税方針として、「通貨と『価値記録』の交換、『価値記録』と物・サービスの交換、『価値記録』同士の交換

に対し消費税を課税（ただし、課税された消費税は、原則として仕入税額控除可）、「『価値記録』によるキャピタルゲインに対しても課税」とした。

### 3 国会における答弁

平成 27 年 5 月 19 日参議院財政金融委員会<sup>(81)</sup>において、大久保勉議員からの質問に対し、麻生財務大臣は、「これ（ビットコインは法定通貨ではないこと）を前提に、課税上の取扱いについて一般論として申し上げさせていただければ、ビットコインの譲渡というものは、これは消費税法上の資産の譲渡等に該当するということになると思いますので、消費税の対象となります。また、ビットコインの譲渡により、キャピタルゲイン、いわゆる譲渡利益が出た場合は、当然のこととして所得税又は法人税の対象となります」と答弁している。

その後、平成 28 年 3 月 24 日参議院財政金融委員会<sup>(82)</sup>において大久保勉議員が、また平成 28 年 4 月 27 日衆議院財務金融委員会<sup>(83)</sup>において宮本岳志議員が、それぞれ仮想通貨の税務上の取扱いについて質問しており、麻生財務大臣や財務省主税局長が答弁している。

## 4 平成 29 年度税制改正

### (1) 税制改正要望

金融庁から「仮想通貨に係る消費税に関する整理」として、「支払・決済手段としての機能を事実として有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの現状等を踏まえ、消費税の取扱いを整理する」ことが要望されていた<sup>(84)</sup>。

---

(81) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0060/main.html>

(82) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0060/main.html>

(83) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/190/0095/main.html>

(84) 金融庁「平成 29 年度税制改正要望項目」21 頁。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf>

(2) 税制改正大綱

平成 29 年度税制改正大綱（自民党・公明党）<sup>(85)</sup>では、仮想通貨に係る課税関係の見直しとして、次のように記載された。

I 基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT 化への対応と租税回避の効果的な抑制

(3) 仮想通貨の消費税非課税化

資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることや、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とする。

II 具体的内容

5 その他

(2) 仮想通貨に係る課税関係の見直し

① 資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注 1～3 略)

(3) 改正法令

仮想通貨の取引に係る消費税を非課税とする措置は、消費税法施行令の改正により行われている。消費税の非課税の対象を定める消費税法別表第一第二号に規定する支払手段に類するものとして、消費税法施行令 9 条 4 項に「資金決済法第 2 条第 5 項に規定する仮想通貨」が加えられた<sup>(86)(87)</sup>。

(85) [https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810\\_1.pdf](https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf)

(86) 改正前の消費税法施行令 9 条 4 項には、国際通貨基金協定第 15 条に規定する特別引出権（いわゆる SDR）が規定されており、仮想通貨がこれに追加された。

(87) 仕入税額控除における課税売上割合の計算上、資産の譲渡等に含まないこととする改正（消費税法施行令第 48 条）も行われている。

## 5 その他

### (1) 取扱いの明確化

平成 29 年、国税庁のタックスアンサーにおいて、ビットコインに関する所得税の取扱いが明らかにされた。ビットコインを使用することで生じた利益は所得税の課税の対象となること、ビットコインを使用することにより生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として雑所得に区分される、としている<sup>(88)</sup>。対象となるのは、ビットコインを含む仮想通貨を手放したときの、その仮想通貨を取得したときの価額との差額である。これは、異なる時点での円による評価の差があることから生じるものであり他の所得区分のいずれにも該当しないこと、仮想通貨が決済手段として使われており他の決済手段（例えば外貨など）の課税関係とのバランスなどを踏まえたものと考えられる。

### (2) その他

資金決済法の改正により仮想通貨交換業を行う場合には登録が必要とされたことに伴い、資金決済法第 63 条の 2 の仮想通貨交換業者の登録が、登録免許税の対象（1 件につき 15 万円）とされている<sup>(89)</sup>。

## 第 2 節 諸外国の扱い

### 1 税務上の取扱い

#### (1) 米国

米国では、2013 年 5 月に米国会計検査院（Government Accountability

---

(88) 国税庁ホームページ>税について調べる>タックスアンサー>所得税>株式投資等と税金>No.1524 ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係 (<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1524.htm>)

(89) 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）附則第 9 条による登録免許税法の改正

Office : GAO 政府監査院とも訳される) が報告書<sup>(90)</sup>を公表し、内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS) にビットコインの課税上の取扱いを明確化するよう勧告している。

2014 年 3 月に、IRS は、仮想通貨に関する税務上の取扱いを公表した<sup>(91)</sup>。これによれば、ビットコインは通貨ではなく、資産 (property : 法律上の資産) として取り扱われ、①ビットコインの売却益はキャピタルゲインとして課税の対象となり、②支払手段としてビットコインを使用した場合には、ビットコインを支払った者については、ビットコインの取得価額と支払い時の市場価格の差額がキャピタルゲインとして課税の対象となり、ビットコインを受け取った者については、受け取り時の市場価格によりビットコインを資産として評価することとなった。また、③採掘によりビットコインを取得した場合も、取得時の市場価格によりビットコインを原始取得したものとして評価し、これから採掘に要した費用を控除した額が所得として課税の対象となるとされた。

2015 年 10 月に、米国議会調査局 (Congress Research Service : CRS) は、ビットコインに関するレポート<sup>(92)</sup>を公表している。この中では、ビットコインと連邦税法との関係にも言及して警鐘を鳴らしている<sup>(93)</sup>。すなわち、デジタル通貨はタックスヘイブンと同じ性格を有しており、さらに金融機関を介しないので移転等が可能である、2014 年 3 月に公表されたガイダンスでは仮想通貨の損益を計算する場合の公正市場価値 (fair market

---

(90) GAO-13-516 “Virtual Economies and Currencies: Additional IRS Guidance Could Reduce Tax Compliance Risks” Published: May 15, 2013. Publicly Released: Jun 17, 2013.

(91) IRS notice2014-21, 2014-16 I.R.B. 938. 伊藤公哉「仮想通貨と所得税—採掘されたビットコインに所得税はかかるのか?—」大阪経大論集・第 65 巻第 4 号 (2014 年 11 月) 153-158 頁に、この notice の紹介と分析が詳述されている。また、この notice の解説や批判として Elizabeth E. Lambert, “The Internal Revenue Service and Bitcoin: A Taxing Relationship” 35 VA. TAX REV. 88 など。

(92) Congressional Research Service “Bitcoin : Questions, Answers, and Analysis of Legal Issues” October 13, 2015

(93) 前掲注 92 19 頁

value) の計算や給与の源泉徴収の要否について議論がある、とされている。

2016 年 6 月 10 日、米国公認会計士協会 (AICPA) は、IRS が 2014 年 3 月に発出したガイダンス Notice2104-21 に対するコメントを、IRS に提出している<sup>(94)</sup>。コメントは、IRS に対して仮想通貨の取扱いに係る追加のガイダンスを発出することを求めるものであり、その内容は、公正市場価値 (fair market value) の評価の適切な方法 (reasonable manner) など 10 の項目にわたっている。

2016 年、TIGTA (Treasury Inspector General for Tax Administration : 米国財務省税務行政監察官) が、IRS に対して、①仮想通貨に対する IRS の戦略の策定、②仮想通貨に関するガイダンスの充実、③第三者情報申告様式の改訂、という内容の監査結果を示した、と公表した<sup>(95)</sup> (9 月 21 日付で勧告。公表は 11 月 8 日)。

2016 年 12 月、GAO は、IRS に対し、IRA (個人退職年金勘定) において仮想通貨などの一般的でない資産で運用する場合の取扱いについて明らかにすべきとの指摘をしている<sup>(96)</sup>。

2017 年 6 月、米国議会のブロックチェーン議員集会 (U.S. Congressional Blockchain Caucus) は、IRS に対して、TIGTA からの勧告も踏まえて仮想通貨の税務上の取扱いを明らかにすべきとする書簡<sup>(97)</sup>を発出した。

---

(94) AICPA “Re : Comments on Notice 2014-21: Virtual Currency Guidance” (June 10, 2016)

(95) TIGTA “As the Use of Virtual Currencies in Taxable Transactions Becomes More Common, Additional Actions Are Need to Ensure Taxpayer Compliance” September 21, 2016

(96) GAO “Retirement Security : Improved Guidance Could Help Account Owners Understand the Risks of Investing in Unconventional Assets” December 2016

(97) Jared Polis 議員と David Schweikert 議員から IRS 長官に対して宛てられたもの。  
[https://polis.house.gov/uploadedfiles/060217\\_ltr\\_irs\\_digital\\_currency.pdf](https://polis.house.gov/uploadedfiles/060217_ltr_irs_digital_currency.pdf)

(2) イギリス<sup>(98)</sup>

イギリスの歳入関税庁 (HMRC) は、2014 年 3 月に、ビットコインなどの仮想通貨の税務上の取扱いを公表した。

- ・ 付加価値税 (Value Added Tax : VAT) の目的上は、次のように扱われる。
  - ・ マイニングにより受け取るものは、経済活動を構成しないということで、VAT の対象外 (out of scope) である。
  - ・ マイナーが受ける手数料は、金融取引として非課税となる。
  - ・ ビットコインが法貨や外貨と交換されるとき、ビットコインの価値自体に VAT は課されない。財やサービスと交換されるときは、財やサービスの提供について通常の方法で VAT が課される。
- ・ 法人税 (Corporation Tax : CT) は課税される。外貨取引と同様に取り扱われる。
- ・ 所得税 (Income Tax : IT) は、通常の所得税のルールで課税される。
- ・ キャピタルゲイン税 (Capital gains Tax : CGT) も、原則として CGT のルールで課税される。

## (3) オーストラリア

イ 税務上の取扱いの公表<sup>(99)</sup>

オーストラリアの国税庁 (ATO) は、2014 年 8 月 (最終更新 : 同年 12 月) に、ビットコインなどの仮想通貨の税務上の取扱いを公表した。

ビットコインによる取引は物々交換取引 (barter agreement) と同様に扱われる。ビットコイン自体は金銭 (money) でも外国通貨 (foreign currency) でもなく、GST (Goods and Services Tax) については、ビットコインの提供は GST が非課税となる金融取引にあたらぬ、すなわち課税の対象であるとしている。また CGT (Capital Gains Tax) におい

---

(98) HMRC “Revenue and Customs Brief 9 (2014) : Bitcoin and other cryptocurrencies” 3 March 2014

(99) ATO “Tax treatment of crypto-currencies in Australia - specifically Bitcoin”

ては資産 (asset) に該当する、すなわち CGT の対象として課税されるとした。

事業者でない個人が財やサービスの対価としてビットコインを支払った場合、このビットコインは消費税の課税対象とならず、所得税 (Income Tax) の対象にもならない。また、1 万豪ドル以下の原価で取得したビットコインの売却による利益又は損失は、CGT の対象外とされている。

事業者が財やサービスの対価としてビットコインを受け取った場合、通常所得として豪ドルベースでの簿価の記録が求められる。これは通常物々交換取引と同じ手続である。また、これは消費税の対象となり、財やサービスが課税対象であれば仕入税額控除を求めることができるとされている。

事業としてビットコインのマイニングを行っている場合、採掘したビットコインを他の者に移転することで得られる所得に対して課税され、採掘に要した費用は控除の対象とされる。

#### ロ GST 非課税の公表

2017 年 5 月、Minister for small business (小規模企業大臣) が、業界からの要求について「GST の目的上、ビットコインのようなデジタル通貨は金融商品のように取り扱われるべき (非課税とされるべき) (Digital currencies, such as Bitcoin, should be treated as a financial supply for GST purposes) としている<sup>(100)</sup>。

同月、オーストラリア政府は、2017-18 年の予算概要<sup>(101)</sup>を公表し、その中で、GST における二重課税の排除 (removing the double taxation of digital currency) に言及している。「2017 年 7 月 1 日以降、デジタル通貨の購入には GST は課されないこととし、消費税の目的上はデジタル

---

(100) May 2017 “Australian Government response to the PRODUCTIVITY COMMISSION INQUIRY INTO BUSINESS SET-UP, TRANSFER AND CLOSURE”

(101) “Backing innovation and FinTech” Budget 2017 Fact Sheets ([http://www.budget.gov.au/2017-18/content/glossies/factsheets/html/FS\\_innovation.htm](http://www.budget.gov.au/2017-18/content/glossies/factsheets/html/FS_innovation.htm))



通貨を金銭のように取り扱うこととする。現在は、デジタル通貨を使用する消費者は、GST を 2 回課されていた：1 回はデジタル通貨を購入するとき、もう 1 回は財やサービスの交換で使用するときである。」としている。

#### (4) その他の国

イスラエル税務当局 (Israel Tax Authority) は、ビットコイン等の仮想通貨に対する課税上の取扱いに関する文書 (Israel's Tax Ordinance) を公表し、「通貨」又は「外貨」でなく「資産」に分類して取り扱うことを公表した<sup>(102)</sup>。これにより、その売却に係る収益は 25% のキャピタルゲイン税の対象とされる。また、個人の事業規模の取引や法人の取引は事業所得 (Business income) として課税され、付加価値税の対象にもなる。

この取扱いは、意見を公募しているところであるが、今後 3 年の法制手続きにおいてほとんど変更されないと予想されている。

## 2 ECJ の VAT 判決

先述のとおり、わが国では 2019 年度税制改正において仮想通貨の取引に係る消費税が非課税とされたが、それに影響を与えたと思われるのが、2015 年 10 月の欧州司法裁判所における付加価値税 (Value Added Tax : VAT) の非課税判決である。

### (1) 事案の概要

Hedqvist 氏 (スウェーデン国籍：以下 H 氏) は、会社として法定通貨とビットコインとの交換業を行いたいと考えており、ビットコインの売買に係る取引に VAT が課されるかどうかについて、スウェーデン歳入法委員会 (Revenue law Commission) に事前の決定 (preliminary decision) を求めていた。

---

(102) “Israel seeks tax on bitcoin, virtual currency transactions” Bloomberg BNA, Jan.24, 2017 “Israel’s Tax authority wants to treat Bitcoin as a kind of property” CoinDesk, Jan.13, 2017

スウェーデン歳入法委員会は、ビットコインの売買に係る取引はスウェーデン VAT 法の適用除外規定に含まれるとされた。

スウェーデン税務当局側は、ビットコインの売買に係る取引はスウェーデン VAT 法の適用除外規定に該当しないとして、最高行政裁判所 (Supreme Administrative Court) に訴えた。

最高行政裁判所は歳入委員会の判断を維持した上で、この取引が VAT の対象となるか、また VAT の対象となる場合に非課税規定に該当するかにつき、欧州司法裁判所 (European Court of Justice : ECJ) に判断を要求した。

## (2) ECJ の判断

イ ECJ は、次の二つの観点で、その取引が課税対象となるかどうかを判断している。

- ・ VAT 指令 2 (1) は、その取引が対価を得て行うサービスの提供 (the supply of a service effected for consideration) に当たると解釈されるのか？
- ・ その場合、VAT 指令 135(1) は、上記の交換取引が非課税取引に該当すると解釈すべきか？

ロ 最初の論点に関しては、次のように判断した。

- ・ ビットコインは有形資産 (tangible property) に当たらないので資産の譲渡 (supply of goods) に当たらず、サービスの提供 (supply of services) に該当する。
- ・ 対象者が提供するサービスと受領する対価との間に直接の関係 (direct link) があれば、対価を得て行うサービスの提供に該当する。
- ・ 本件においては、取引において相互に法的な関係が存在するということが、提出された資料から明らかである。
- ・ したがって、本件取引はサービスの提供として VAT 指令が定める課税の対象となるサービスの提供に該当する。

ハ 二番目の論点に関しては、次のように判断した。

- ・ VAT 指令 135(1)(e)は、「貨幣・紙幣・硬貨等」に係る取引を課税対象外としている。
- ・ 当該規定は、金融取引課税の文脈で生じる、課税金額及び VAT 控除金額の決定に関する困難性を軽減するためである。
- ・ 伝統的な「通貨」でない通貨（法定通貨とされるもの以外の通貨）が関連する取引は、法定通貨の代替物として両当事者が取引に利用することに同意する限りにおいて金融取引である。
- ・ また、特に交換取引のケースにおいて、課税金額及び VAT 控除金額の決定に関する困難性は、伝統的な通貨同士の交換であろうと、伝統的な通貨と仮想通貨の交換であろうと同様と思われる。
- ・ VAT 指令 135 条 1 項(e)の規定は、その文脈及び目的から、伝統的な通貨のみを対象としていると解釈することは、当該規定の効果を部分的に削ぐことになる。
- ・ よって、本件で問題となる伝統的な通貨とビットコインとの交換取引は、VAT 指令 135 条 1 項(e)に該当するとして VAT 対象外とするのが相当である。

### 3 その他

EC（欧州委員会）では、ビットコインの VAT に関する取扱いについて、ECJ での判決以前から英国主導で検討を行っていた<sup>(103)</sup>。その後、ECJ の VAT 判決を受けて、改めて **working paper** を発出している<sup>(104)</sup>。判決の対象とされた取引は、仮想通貨の取引に係る VAT を論ずるには狭いとして、判決の対象となった取引以外の取引（マイニングによる報酬、取引の承認手数料、ウォレット提供サービスの手数料など）について論じている。

マイニングの活動において、ビットコインユーザーが支払う手数料（**transaction fee**）については、VAT の対象外としている。これは、手数料

---

(103) European Commission VAT Committee, Working Paper 811, 843, 854

(104) European Commission VAT Committee, Working Paper 892

の支払が、ビットコインの取引を承認するための条件とはされておらず、ユーザとマイナーに直接の関係がない、法的な相互関係がないことを理由としている。一方、マイニングの報酬については、課税対象とされるサービスの対価を構成する可能性もある、としながら、それが通貨とみなされることによって免税規定 (VAT Directive 135(1)) の対象となる取引に該当する、といった見解を示している。

## 第 3 章 仮想通貨の課税に関する考察

### 第 1 節 所得課税

所得課税における論点として、仮想通貨の移転（法定通貨による売買（投資の対象としての利用）、財やサービスの対価としての使用（決済手段としての利用））、新たに発生する仮想通貨の取得、期末に仮想通貨を保有している場合の評価といった点が挙げられる。

#### 1 仮想通貨の移転

保有していた仮想通貨が、売買や交換<sup>(105)</sup>等の原因によって保有者の手元を離れる場合には、法定通貨又は財やサービスが手元に入る。以下、売買による仮想通貨の移転と決済による仮想通貨の移転に分けて検討する。

##### (1) 売買による仮想通貨の移転：法定通貨の取得

売買により、仮想通貨が移転し、それに対して円やドルなどの法定通貨が逆方向に移転する。

仮想通貨を提供した者（法定通貨を取得した者）は、仮想通貨を提供した際に、取得した法定通貨の価値を資産の増加（又は収益）として認識し、提供した仮想通貨の帳簿価額を資産の減少（又は費用）として認識する。取得した法定通貨の価値（＝提供した仮想通貨の価値）と提供した仮想通貨の帳簿価額との差額が損益として認識される。

仮想通貨を取得した者（法定通貨を提供した者）は、取得した仮想通貨の価値を資産の増加として認識する。この場合の価額は、提供した法定通貨の価額である。提供した法定通貨の価額は取得時と変わらないことから、

---

(105) 民法 586 条（交換） 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。

2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

法定通貨の取得時と提供時の差額はなく、損益は発生しない。

個人が損益を計算する場合の、提供した仮想通貨の帳簿価額について、複数回にわたって取得した仮想通貨を処分した場合の計算が、論点のひとつとなる。この場合の計算は、外貨の取扱い<sup>(106)</sup>を参考として、所得税法施行令第 118 条第 1 項（譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等）の規定に準じて計算するのが相当であると考えられる。

仮想通貨の移転を個人が事業として行う場合や法人の場合には、棚卸資産として扱い通常の棚卸資産の評価の方法によって処理をする方法も考えられる<sup>(107)</sup>。なお、法人税法 22 条では、別段の定めがなければ、収益の額及び原価・費用等の額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従った計算によることとされているが、仮想通貨の会計処理についてはまだ定まっておらず、現在、企業会計基準委員会において議論がなされているところである（後述 4）。仮想通貨の会計処理が定められると、その内容によっては税制改正によって別段の定めが置かれる可能性もあり、その場合はその定めに従うことになる。

また、個人が仮想通貨を提供した場合に生じる損益の所得税における所得区分は、原則として雑所得とすることが、国税庁タックスアンサーにおいて明らかにされている（前述第 2 章第 1 節 5）。

仮想通貨の売買は仮想通貨交換業者を通じて行われることが多いと考えられるため、実際に損益の計算をする際には売買等を行った仮想通貨交換業者から売買の履歴のデータを入手するなどして、年間の所得を計算することになると考えられる。仮想通貨のウォレットに、仮想通貨を送ったり

---

(106) 国税庁ホームページ>税について調べる>質疑応答事例>所得税目次一覧>預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合の為替差損益の取扱い

(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/40.htm>)

(107) 日本公認会計士協会からの財務会計基準機構への提案（仮想通貨に係る会計上の取扱いについて）においては、棚卸資産としての扱いや外貨建ての現金としての扱いがありうるとしている（第 28 回基準諮問会議資料(1)-2、第 29 回基準諮問会議資料(1)-3）。

受け取ったりするつど、円の価格を参照して損益計算をする機能が組み込まれると、利用者の利便性が増し、負担が減ることが想定される。

(2) 決済による仮想通貨の移転：財やサービスとの交換

財やサービスを提供しその対価として仮想通貨を取得した場合、又は財やサービスの提供を受けその対価として仮想通貨を提供した場合には、収益の計上の要否、取得した財やサービスの評価、を認識すべきかどうか、といった論点がある。これらの場合には、仮想通貨を他の仮想通貨と交換することにより、保有していた仮想通貨と異なる仮想通貨を提供・取得する場合が含まれる。

所得税法 36 条は、総収入金額に算入すべき金額は、その年において収入すべき金額とし、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額としている。そして、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額である。

また、法人税法 22 条 2 項は、益金の意義について「益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無性による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額」としている。これは、実現した利益は原則としてすべて益金に含まれるという趣旨であり、取引によって生じた収益は、金銭の形態をとっているかその他の経済的利益の形態をとっているか等の別なく、益金を構成すると解すべきである<sup>(108)</sup>。

これらからすれば、財やサービスを提供して仮想通貨を取得した場合には、取得した仮想通貨の額が総収入金額に算入（収益に計上）され、財やサービスの提供を受けて仮想通貨を提供した場合には、その財やサービス

---

(108) 金子宏『租税法（第 22 版）』320-321 頁（弘文堂、2017 年）

の価格は、仮想通貨の提供に対するものとして総収入金額に算入（収益に計上）することになる。その価格が、提供した仮想通貨の取得時の価額と異なる場合には、その差額が損益として認識される。

この場合の財やサービスの価格は、その価格が円によって明示されていればそれを収益の額とすることが可能だが、価格が明示されておらず合理的に測定することも困難な場合には、仮想通貨を提供した時における仮想通貨の価格とすべきと考えられる<sup>(109)</sup>。この場合に参照すべき価格としては、法人税における外貨建取引の取り扱いを参考にすることができる。外貨建取引の円換算は、その取引日における電信売相場と電信買相場の仲値によることを原則としつつ、継続適用を要件として、取引の内容等に応じて電信買相場又は電信売相場によることができるとされている（法法 61 の 8 ①、法基通 13 の 2-1-2）<sup>(110)</sup>。なお、仮想通貨の取引は 24 時間 365 日行われている場合がほとんどであり、いわゆる「終値」が存在しないことから、継続的に一定の日、一定の時刻における価格を参照するなど、合理的な方法によることが必要となる。

仮想通貨交換業者のアカウント（ウォレット）を利用して取引を行っている場合、その仮想通貨交換業者が提示している価格を利用することができると思われるが、それ以外のウォレットで管理している仮想通貨を取得・処分した場合には、通常利用している仮想通貨交換業者のその日の価格を参考にするなどの対応が必要となると考えられる。

仮想通貨の価格の情報など、実務上の取扱いについては、仮想通貨の取

---

(109) 吉村典久教授は、直接バーター取引（ある当事者が他の当事者と貨幣（金銭）を使用しないでモノやサービスの相互交換を行うこと）の場合、取得した物若しくはサービスの時価（客観的価値）をもって収入金額に計上しなければならないが、それが合理的な正確性をもって測定することができない場合、譲渡した物の価値が合理的な正確性をもって測定できるならば、譲渡した物の価値を収入金額に計上することが許される、とする。吉村典久「直接バーター取引における所得税の課税問題」金子宏・中里実・J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』273 頁以下（2014 年、有斐閣）

(110) さらに、継続適用を要件として、取引日の前月末の値又は前月の平均値等によることもできるとされている（法基通 13 の 2-1-2（注）2）。



引などの実態に即した形で認定資金決済事業者協会<sup>(111)</sup>の規則に定めて当局に照会するなどの方法で、仮想通貨の利用者の利便性を高めることもできると考えられる。

仮想通貨の提供に係る個人の所得税における所得区分や損益計算における帳簿価額の計算については、売買による法定通貨の提供・取得の場合と同様である。

## 2 新たに生成された仮想通貨の取得（いわゆる「マイニング」）

仮想通貨を取得する方法としては、1で述べたように既に流通している仮想通貨を、何らかのものを提供することと引換えに取得するほか、新たに生成されるものを取得する方法がある。いわゆるマイニングである。マイニングとして行われる行為は、計算能力を提供することによって、その仮想通貨の取引の安定性やシステムの堅牢性を保つための役務の提供であり、その役務の提供により恩恵を受けるのはネットワークに参加する者、このシステムを利用する者全体であると考えられる。

マイニングにより仮想通貨を取得することは、外部からの経済的価値の流入として、所得を構成すると考えられる。マイニングにより新たに得た通貨を収益に計上する時期は、支払手段として利用可能な価値の流入があった時点とすべきである。具体的には、ブロックが承認されたとき（第1章第1節3参照）である。

マイニングにより生成された仮想通貨は、生成の時点では収益に計上せず、売却される時点で収益に計上するという考えも想定される。これは、鉱物の採掘における会計上の収益の計上時期は売却時が原則とされていることや、所得税において農産物は収穫時にそのときの価額で総収入金額に算入する制度（所法41）が特例として定められていることから、仮想通貨をマイニングした場合でも原則としては売却時に収益を計上する、と考えた場合には、そ

---

(111) 資金決済法第2条第12項、第5章

のような考え方もあり得る。ただし、前者については、採掘された鉱物について棚卸資産としての価値を認識し、支払手段としての財産的価値を認識したものではないこと、後者については収穫した農産物について自家消費の所得計算の困難性<sup>(112)</sup>による特例であることからすると、これと同様のものとして考えるのは適当ではない。流入した価値がその時点から支払手段として使用しうる仮想通貨の場合には、それを入手し財産的価値として処分可能な状態になった時点で収益を計上すべきである。

マイニングを行う場合、マイニングマシンの購入費用、減価償却費、人件費その他の管理費、マシンの稼動のための電気代、マシンの冷却のための電気代、水道代等が発生する。これらの費用については、マイニングにより取得する仮想通貨の取得原価とする考え方と、事業を行う上で通常発生する一般管理費とする考え方とがあり、発生時に資産に計上したうえで収益計上時に原価として計上するか、発生時に費用として計上するのかが区分される。マイニングにより受ける収益の性質をどのようにとらえるのかによって、その費用が収益費用対応の原則によるのか、発生時に費用計上するのかが異なると考えられる。会計基準において何らかの整理が行われれば、その整理に沿って考えることとなろう。

マイニングの実態としては、マイニングは一の業者が単独で行うことは少なく、複数のマイナーが共同してマイニングを行う方法が採られているようである（マイニングプール）。また、マイニング事業から分配を受けるためにその事業に資金を提供し、拠出した金額に応じてビットコインを得る方法（クラウドマイニング）もある。マイニングプールは共同事業的な要素に着目して民法上の組合契約に類するものとして、クラウドマイニングは資金の拠出の性格に着目して匿名組合契約に類するものとして、それぞれイメージ

---

(112) 農産物の収穫の場合の総収入金額算入（所法 41）は、「農業を営む農業所得の計算に当っては、農業以外の事業所得者のようにたな卸資産の自家消費があつた場合のように所得計算をすることがむずかしいことから、その者が農産物を収穫した時に収穫した時の価額により収入があつたものみなされ」る。武田昌輔編著『DHC コンメンタール所得税法』（第一法規株式会社、加除式）3451 頁

することもできそうである<sup>(113)</sup>。しかし、事業の実態や契約の内容は区々であろうから、その実態によって取扱いは異なりうる。それぞれの実態に応じた課税関係の整理が必要となろう。

### 3 仮想通貨の移転に伴う手数料

仮想通貨を送る際には、仮想通貨を送る者が手数料を支払う（第 1 章第 1 節 3 参照）。手数料の性質は、送る側からすればその仮想通貨の移転が確実に行われるために支払うものであり、受ける側からすれば個々のトランザクションを承認してネットワークが維持されるために提供する役務の対価と考えられる。

仮想通貨の移転に伴う手数料の量は、仮想通貨を送る者が決定することができるため、対価性がないものとする考え方もある。しかし、ビットコインのように新規に生成される仮想通貨の量が減少していくプログラムになっているもの場合には、将来的には新規に生成されるものよりも手数料として受けるものがマイニングのインセンティブとしての意義が大きくなると考えられること、受け手にとって新規に生成され報酬として受けるものと手数料として受け取るものの性質をことさら分けて考える必要性に乏しいといったことを考えると、手数料も役務の提供の対価として考えることが妥当である。

## 4 その他の論点

### (1) 源泉徴収

被用者が、勤務の対価として受ける給与について、仮想通貨で支払いを受けたいというニーズもあるようである。給与を仮想通貨で支払うことに関しては、労働基準法等の制約<sup>(114)(115)</sup>があるためこれを満たす必要がある

---

(113) 任意組合契約や匿名組合契約の、利益等の帰属、帰属時期、計算方法については、法基通 14・1・1、14・1・1 の 2、14・1・2、14・1・3 を参照。

(114) 労働基準法 24 条 1 項では、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない、とされている。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合等の場合には例外がある。

が、仮に要件を満たして給与を仮想通貨で支払うこととした場合には、源泉徴収の適用関係を判断しなければならない。給与の額が円の単位で表示されている場合には、その円建ての支払額に対応する税額を徴収することとなる。労働の対価が現物給与として仮想通貨で支払われる場合には、対価の額の評価が論点になってくる。給与に限らず、当事者間の契約において対価を仮想通貨で授受することとなっている場合に、その契約が源泉徴収の対象となるものであるときは、同様の論点が生じる<sup>(116)</sup>。もっとも、仮想通貨で源泉徴収されたとしても、納付は金銭（円）でなければならない（国税通則法第 34 条）。

この場合の評価方法においても、外貨により対価が支払われる場合の邦貨換算の取扱い<sup>(117)</sup>を参考にすることができる。この取扱いによれば、外貨により支払が行われる場合は支払期日の電信買相場によることとされており、電信買相場は、その支払をする者の主要取引金融機関におけるその支払日の対顧客直物電信買相場によるとされている。仮想通貨の取引にはいわゆる「終値」がないため、なんらかの合理的な方法による必要があることは、前述のとおりである。

## (2) 仮想通貨の預け入れに対して支払われるもの

仮想通貨取引所<sup>(118)</sup>において、仮想通貨を預金のように受け入れて、受け入れた仮想通貨の量の一定割合を預け入れの対価として利子のように支

(115) 仮想通貨の価格変動が大きいと、大きく値下がりした場合に事情変更の原則を適用して労働者を救済する余地も生じる、との指摘もある。座談会「ブロックチェーンの法的検討（下）」NBL No.1096（2017.4.15）32 頁（久保田隆早稲田大学大学院法務研究科教授の発言部分）

(116) 非居住者や外国法人に対価を支払う場合などは、仮想通貨による送金の手数料が銀行等を通じた場合の法定通貨による手数料よりも安いといった理由から、特に論点となる可能性が大きいと考えられる。

(117) 外貨で表示されている額の邦貨換算に関し、所基通 213-1～213-4 に取扱いが定められている。

(118) 資金決済法に規定する仮想通貨交換業者に限られない、いわゆる交換所や取引所を営む業者を指す。

払うサービスが行われている<sup>(119)</sup>。この場合にも、支払を受けた時点の価格の評価の論点があるとともに、個人がこの一定割合の量の仮想通貨を受け取る場合の所得税の所得区分は、預貯金の利子に該当しないことから利子所得には該当せず、雑所得に該当するものと考えられる。また、源泉徴収の対象となる支払にも該当しないから、支払の際の源泉徴収も要しないこととなる。

### (3) 国際課税

ブロックチェーンを用いた仮想通貨の取引は、容易に国境を越えて行われるため、規制の域外適用といった問題や、国際私法における準拠法の決定といった問題が重要になる<sup>(120)</sup>。課税の場面においても、仮想通貨のトレーディングやマイニングを行うことにより得られる所得について、国内源泉所得に該当するかどうかをどのように判定するか、といった点が論点となり得る。仮想通貨の取引はすべてインターネットの中で行われるため、資産の所在地によって国内・国外を判定することは困難であるが、なんらかの基準で判定する必要が生じ得る。国家管轄権に係る議論との整合性も必要となる<sup>(121)</sup>。

### (4) 詐欺的行為による金銭等の詐取

仮想通貨の価格の上昇に便乗して、新たな通貨の発行を謳い高齢者等から金銭を詐取するといった行為が報道されている。このような行為により得た所得については、合法的な利得だけでなく、不法な利得も課税の対象となると解されている<sup>(122)</sup>ことから、課税の対象になる<sup>(123)</sup>。

---

(119) 「ビットコイン版『定期預金』」平成 29 年 5 月 9 日付日本経済新聞朝刊 7 面。また外国の交換所でも、その交換所に対して仮想通貨を貸し付けてその対価として一定期間経過後に一定割合の仮想通貨を受け取る取引も行われている。

(120) 森下・前掲注 67 25 頁

(121) 平成 29 年 6 月 26 日に開催されたアジア国際法学会日本協会第 8 回研究大会「国家管轄権を超える」において、早稲田大学久保田隆教授が「(新しい金融取引技術) ブロックチェーンを巡る国家管轄権問題」を報告され、その中で仮想通貨と国家管轄権の論点に触れられていた。

(122) 金子・前掲注 108 188 頁

## (5) 会計の議論

仮想通貨の会計上の取扱いに関し、国内及び国外において議論がなされている。

## イ 国内での議論

財務会計基準機構 (FASF) は、平成 28 年 11 月 14 日に基準諮問会議を開催し、日本公認会計士協会から仮想通貨に係る会計上の取扱いを明確化すべきと提案されたことを受け、実務対応専門委員会において検討することとした<sup>(124)</sup>。また、平成 29 年 3 月 14 日の基準諮問会議において、仮想通貨に係る会計上の取扱いについては企業会計基準委員会 (ASBJ) が当面の取扱いを開発することが適切との提案がなされた<sup>(125)</sup>。具体的な項目としては、①仮想通貨の期末評価をどのように行うか、②顧客からの預かり資産 (仮想通貨) を貸借対照表に計上すべきか、③仮想通貨交換業者の損益計算書上で、仮想通貨の取引に係る損益を総額表示するか、または純額表示するか、等の論点について検討する予定とされている。

企業会計基準委員会では、平成 29 年 4 月 10 日の会議において「仮想通貨に係る会計上の取扱い」を新規テーマとし、実務対応専門委員会では、同年 4 月 18 日には仮想通貨に係る会計上の取扱いの検討の今後の進め方について議論が行われ、同年 5 月 2 日には業界団体からの説明を受けて、議論を進めている<sup>(126)</sup>。なお、同年 4 月 11 日に公表された「現在開発中の会計基

---

(123) 詐欺により受けた被害は、雑損控除の対象とされない。国税庁ホームページ>税について調べる>タックスアンサー>所得税>給与所得者と還付申告>No.1110  
災害や盗難などで資産に損害を受けたとき (雑損控除)

(124) 第 28 回基準諮問会議議事概要

[https://www.asb.or.jp/jp/project/standards\\_advisory/y2016/2016-1114.html](https://www.asb.or.jp/jp/project/standards_advisory/y2016/2016-1114.html)

(125) 第 29 回基準諮問会議議事概要

[https://www.asb.or.jp/jp/project/standards\\_advisory/y2017/2017-0314.html](https://www.asb.or.jp/jp/project/standards_advisory/y2017/2017-0314.html)

(126) 第 360 回企業会計基準委員会審議資料

準に関する今後の計画」によれば、平成 29 年 7 月から 8 月に公開草案を公表することを目標として検討を進めるとしている。

#### ロ 国際的な議論

2016 年 7 月に、オーストラリア・ニュージーランド会計士協会 (CAANZ) とオーストラリア仮想通貨商工会 (ADCCA) が、IFRS 解釈指針委員会 (IFRIC) 宛に「仮想通貨に関する会計処理」のレターを提出している<sup>(127)</sup>。

また、2016 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) で仮想通貨が議題に上がっており、オーストラリア会計基準審議会 (AASB) が資料を提出して報告をしている<sup>(128)</sup>。その概要として、仮想通貨は「現金 (通貨) に該当せず、「現金同等物」の定義を満たさず、金融商品に該当しないことから、棚卸資産又は無形資産のいずれかになる、棚卸資産に該当しなければ無形資産になるが、棚卸資産の定義の要件である「通常の営業過程」において保有されるかどうかが明確でない、棚卸資産にあたるとしてもコモディティに当たるか通常の棚卸資産に当たるかが明確でない、といった報告がなされている。

## 第 2 節 消費税

第 2 章第 1 節 4 で述べたとおり、平成 29 年度税制改正において、仮想通貨の取引に係る消費税は非課税とされた。以下では、仮想通貨に係る消費税が非課税とされた平成 29 年度税制改正の内容を確認し、そのうえで、仮想通貨の価値の移転以外の場面における消費税に関する論点を考察する。

---

(127) <http://adcca.org.au/wp-content/uploads/2016/07/CAANZ-ADCCA-Accounting-Standards-for-CryptoCurrencies-Joint-Letter.pdf>

(128) <https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20161218.pdf>

## 1 仮想通貨の移転

わが国の消費税は、原則としてすべての物品とサービスの消費に『広くうすく』課税することを目的とするもので、国内において事業者が行う資産の譲渡等（国内取引）、及び保税地域から引き取られる外国貨物に対して課税されるが、税額算定の仕組みとして仕入税額控除法が採用されている<sup>(129)</sup>。そして、国内取引として行われる資産の譲渡等のうち、・・・②有価証券・支払手段等の譲渡、③金融・保険取引、・・・⑤物品切手等（商品券・プリペイドカード等）の譲渡、・・・は、その性質上消費税になじまないとの理由から、非課税とされている<sup>(130)</sup>。

消費税法上、その譲渡が非課税とされる「支払手段」は、外為法 6 条 1 項 7 号に規定する支払手段<sup>(131)</sup>と、国際通貨基金協定 15 条に規定する特別引出権（SDR）を対象にしている。

前述のとおり、平成 29 年度改正で仮想通貨の取引に係る消費税が非課税とされたことにより、売買による仮想通貨の移転や、異なる種類の仮想通貨の交換については、消費税の論点は生じないこととなった。また、財やサービスと仮想通貨との交換については、仮想通貨の移転に係る消費税の論点は生じないこととなった。もっとも、財やサービスの移転そのものはそれが課税取引であるかどうかによって、その取引自体の課税・非課税が判定される。

## 2 新たに生成された仮想通貨の取得

新たに生成された仮想通貨の取得、いわゆるマイニングにより得られる報酬について、消費税の課税対象とされるかどうか、以下検討する。

消費税が課される取引のうち国内取引については、国内において事業者が

---

(129) 金子・前掲注 108 734 頁

(130) 金子・前掲注 108 741・742 頁

(131) 外為法に規定する支払手段は、①銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、②小切手、為替手形、郵便為替及び信用状、③証券等に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者間で支払に使用できるもの、④①又は②に準ずる一定のもの、である。



行う資産の譲渡等に対して課税されることから、その判定は、①その行為の場所（国内か国外か）、②その行為の主体（事業者かそれ以外か）、③その行為の態様（資産の譲渡等に該当するかどうか）による。③の「資産の譲渡等」は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいうこととされているから、その行為が事業として行われたか、対価を得て行われたか、及びその行為の内容（資産かどうか、譲渡若しくは貸付けかどうか、又は役務の提供か）により判定される。

マイニングにより生成された仮想通貨を新たに得ることは、マイニングの行為がネットワークの維持・管理という結果をもたらすために機械の計算能力を提供する<sup>(132)</sup>ものであることから、役務の提供に該当すると考えられる。そして、この行為が事業として行われていれば、事業性の要件は満たすことになる。しかし、消費税において「対価を得て」行われているかどうかについては、役務の提供と給付との関連性がなければならず、この関連性は役務を提供された者の視点において判断すべきであり、ある役務が提供されたからこそ給付を行ったという因果関係をベースに判断すべきと考えられる<sup>(133)</sup>ところ、マイニングに関しては、役務の提供を受ける者、役務の提供に対して反対給付をする者の個別・具体的な存在が特定されず、因果関係を見出し難いことから、対価性を認識することは困難であり、消費税の課税対象とならないものと考えられる。

なお、マイニングの報酬が課税売上にならないことからすれば、マイニングに係る光熱費等の費用についても課税仕入れにならないものと考えられる。

---

(132) マイニングの直接の目的は新規に生成される仮想通貨及び手数料としての仮想通貨を取得することであるが、多数の台帳記録管理者が競争により新たなブロックを連結するための速さを競うという仕組みによって、多数の台帳記録管理者の台帳記録が一つのものとして維持されるという効果をもたらす。

(133) 吉村典久「消費税の課税要件としての対価性についての一考察—対価性の要件と会費・補助金」金子宏編『租税法の発展』408頁（有斐閣、2010年）

### 3 仮想通貨の移転に伴う手数料

仮想通貨の移転に伴う手数料は、マイニングの計算競争に勝って取引を承認した台帳記録管理者が、マイニングの報酬を受けると同時に受け取るものである。提供する役務の内容及び取得の原因はマイニングと同様であるが、マイニングの報酬と異なる点は、役務の反対給付として手数料を負担する者が具体的に存在することである。この点に着目すれば、この手数料は資産の譲渡等に該当するものとして消費税の対象となる、と考えることもできる。

仮にこの手数料を消費税の課税の対象とした場合、手数料は、これを支払った者にとって課税仕入れ<sup>(134)</sup>に該当することになると考えられる。しかし、仕入税額控除の適用を受けるためには、相手方が特定されていなければならないこととされているところ<sup>(135)</sup>、仮想通貨の取引の手数を誰が受け取ったのかは、支払った者からは容易に特定できるものではないため、仕入税額控除の適用がないということになる。仮想通貨のネットワークのシステム上は支払先の特定は困難であるが、手数料の支払いはシステムの維持コストとして必須のものとするならば、何らかの対応<sup>(136)</sup>が必要とも考えられる<sup>(137)</sup>。

しかしながら、手数料を消費税の課税の対象とすることについては、支払う手数料の量は支払者が任意に決定することができ、この支払が必ずしも義

(134) 課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう。当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、法律又は条約の規定により消費税が免除されるも以外のものに限られる（消法 2①十二）。

(135) 仕入税額控除は、原則として、事業者が課税仕入れの相手方の氏名・名称、課税仕入れを行った年月日等を記載した帳簿、および前段階の事業者から交付される請求書等で作成者の氏名・名称、課税資産の譲渡等の年月日等を記載したものを保存している場合に限り認められる（消法 30）。

(136) 例えば、再生資源卸売業に係る課税仕入れの場合に相手方の氏名等の記載を省略できる特例がある（消令 49②）。

(137) インターネットを通じた取引では取引先から請求書等の交付を受けることができず、電子データ以外の保存ができないこととなるが、この場合には帳簿に所定の事項を追加して記載することで、仕入税額控除の適用を受けることができる。国税庁ホームページ>税について調べる>質疑応答事例>消費税目次一覧>インターネットを通じて取引を行った場合の仕入税額控除の適用について を参照。

務ではないことから対価性がないとする考えや、手数料の支払者がその支払先を具体的に特定することが容易でないこと等を考慮すると、消費税の課税対象外とすることが妥当であると考ええる。

#### 4 非課税となる仮想通貨の範囲

仮想通貨の取引に係る消費税を非課税とするため、非課税の対象となる仮想通貨の範囲として資金決済法の仮想通貨の定義を引用している。改正された資金決済法は、仮想通貨交換業を行う者に対して登録を受けることを義務づけており<sup>(138)</sup>、仮想通貨交換業の登録の申請の際に、取り扱う仮想通貨の概要も記載させることとしている<sup>(139)</sup>。審査に当たっては、仮想通貨の適切性も判断要素の一つとしている<sup>(140)</sup>。この結果、仮想通貨交換業者が登録を受けた場合には、その仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨は資金決済法上の仮想通貨に該当することとなる。しかし、仮想通貨交換業者が業として取り扱うもの以外のものは、仮想通貨に該当するかどうか明らかでないものも含まれる。消費税において非課税となる仮想通貨に該当するかどうかは、資金決済法上の仮想通貨に該当することが前提であることから、金融当局における判断を参照しながら判定することが必要になると考えられる。昨今、ICO（Initial Coin Offering：前述第 1 章第 1 節 5 参照）と呼ばれる資金調達手段が多くのプロジェクトに利用されているが、調達した資金の対価として資金提供者に移転されるもの（トークン（token）と呼ばれる）が資金決済法に規定する仮想通貨に該当するかどうかも論点となっており、その結果によって、消費税の課税の対象になるかどうかに関わってくるため、注意が必要である。

---

(138) 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。（資金決済法 63 の 2）

(139) 仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 7 号）第 5 条第 1 号

(140) 金融庁「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16.仮想通貨交換業者関係）」

### 第 3 節 相続税

相続税は、人の死亡によって財産が移転する機会のその財産に対して課される租税である<sup>(141)</sup>。我が国の相続税は遺産取得税の方式を採用しており、相続等により財産を取得した個人は、相続税の納税義務を負う。

相続税に関しては、仮想通貨の相続財産性と秘密鍵の承継、財産の所在地、財産の評価が論点となり得る。

#### 1 課税財産

相続税は、相続税の納税義務者<sup>(142)</sup>が相続又は遺贈により取得した財産（相続財産）に対して課税される。

相続税法における「財産」<sup>(143)</sup>とは、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいい、法律上の根拠を有しないものであっても経済的価値が認められているもの、例えば、営業権のようなものが含まれる、とされている<sup>(144)</sup>。

(141) 金子・前掲注 108 622-623 頁

(142) 相続税法 1 の 3

(143) 「財産」とは、「広い意味では、人間の経済的欲望を満足させるための有形・無形の諸手段をいう。ある権利主体に属する各種の財案権を総称する意味でも用いられる。私法上は、一定の目的の下に結合し独立の責任財産としての性格をもつ財産権の総体を指すことが多い。この意味での財産の範囲は、個々の法律によって異なり、積極財産（資産）だけを指すと解されている場合もあれば [民 306・668 等]、消極財産（負債）をも含むと解されている場合もある [民 25・896 等]。」法律学小辞典第 5 版（有斐閣、2016 年）470 頁。また「財産権」とは、「経済的取引の客体を目的とする権利の総称。日本国憲法は、近代憲法の例に倣い、これを不可侵の権利として保障するが、同時にその内容は公共の福祉に適合するように法律で定められるものとしている [憲 29①②] から、近代初頭のような私有財産を天賦不可侵の権利とする考え方ではなく、私有財産には社会的な制約があるという考え方をとっているといえよう。なお、財産権は私法の分類の観点からは、人格権や身分権に対立する意味で用いられる。一般的には、物権・債権・知的財産権がこれに属する主なものであるが、民法典で財産権という語が用いられている場合 [民 163・167②・205・264・362①・424②] に、それがどのような具体的な権利を含むかは、それぞれの法規の趣旨・目的に応じて判断しなければならない。」同 471 頁

(144) 相続税法基本通達 11 の 2-1（「財産」の意義）

仮想通貨は、資金決済法において「財産的価値」とされ、実態においても価値がついて流通するとともに投資対象として利用されているから、相続税法における財産には当然に該当し、相続財産となる<sup>(145)</sup>。その際、被相続人において管理されていた仮想通貨の秘密鍵が相続人に承継されなかったとすれば、被相続人が保有していた仮想通貨は相続人において処分することができなくなる。この場合、理論上は価値がなくなった財産を相続したもとしてその価値をゼロとして評価する、又は相続財産としないとも考えられる。しかし、秘密鍵が被相続人から相続人に承継されていないという事実を税務当局が把握することは困難であるから、例えば、納税者からの反証がない限り仮想通貨が秘密鍵とともに相続されたものと推定するといった対応も必要と考えられる。

## 2 相続財産の所在・評価

相続税の納税義務者は、いわゆる「無制限納税義務者」と「制限納税義務者」<sup>(146)</sup>に区分され、無制限納税義務者に該当する場合には相続財産のすべてに対して、制限納税義務者に該当する場合には相続財産のうち国内<sup>(147)</sup>にあるものに対して、相続税が課される。

相続財産の所在地は、制限納税義務者の課税範囲や相続税の外国税額控除の対象範囲にも影響を与える。相続財産が国内にあるかどうかは、相続税法第 10 条の規定により判定される<sup>(148)</sup>。相続財産に仮想通貨が含まれる場合、現行では、同条 1 項各号に掲げるいずれの財産にも該当しないので、被相続

- 
- (145) 森下哲朗教授も「仮想通貨の相続等については、仮想通貨それ自体を相続の対象となる財産的価値として捉えれば足りると思われる」とされている。森下・前掲注 68 808 頁（脚注 118）
- (146) 「無制限納税義務者」「制限納税義務者」は通称である。相続税法第 1 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者が無制限納税義務者、同項第 3 号に該当する者が制限納税義務者と呼ばれている。
- (147) 相続税法の規定では「この法律の施行地」と定められている（相法 2②、2 の 2 ②）。相続税法は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（当分の間、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除く。）に、施行される（相法附則②、相令附則②）。
- (148) 相続税法基本通達 2・2 の 2 共 1（財産の所在の判定）

人の住所によって判定されることとなる。このような財産の所在の判定が妥当かどうかについては、後述の国外財産調書・財産債務調書の項において検討する。

仮想通貨の額の評価に関して、仮想通貨の取引価格は取引所によって異なり、また取引が相対で行われることも多いことから、一時点での円換算した価格もひとつではない。相続財産の評価は相続開始時点の価格によることから、必ずしも取引所において売買された日に限られない。財産の種類を特定し、その評価方法について検討する必要がある。

所得課税の項でも述べたように、仮想通貨の取引に利用されるウォレットにおいてこれらを特定できるような機能を備えていたり、認定資金決済事業者協会等において過去の価格を参照できるように公表するなどの工夫がなされたりすれば、利用者にとってハードルが下がると思われる。

## 第 4 章 仮想通貨の税務上の手続きに関する考察

前章における課税関係の整理を踏まえて、本章ではそれを執行するに当たって生ずると考えられる論点を整理し、対応策を探る。

### 第 1 節 情報収集

仮想通貨の取引や保有の状況を把握するための方法として、本人からの情報提供と、第三者からの情報提供がある。

#### 1 本人からの情報提供

本人から情報の提供を求める制度として、財産債務調書の提出制度及び国外財産調書の提出制度が既に存在する。仮想通貨を保有している場合にこの制度の対象となるかどうかは、第 2 章第 1 節 1 で既に述べたとおり、質問主意書に対し、法令の定めるところにより記載しなければならない、と答弁している。

財産債務調書及び国外財産調書の提出の義務は、いわゆる国外送金等調書提出法、正式には「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成 9 年法律第 110 号)」に定められている。この中で、国外財産とは、国外に所在する財産をいうものとされている(同法 2 条 14 項)。また、これらの調書の記載事項等は、同法の施行規則に定めがある。これらの調書を作成する場合には、仮想通貨の財産の分類としては、その他の財産として記載が必要と考えられる。また、財産の所在地の判定も必要となる。財産債務調書に記載すべき財産の所在や国外財産調書に記載する国外財産かどうかの判定は、原則として相続税法 10 条 1 項又は 2 項によるが、財産の種類によって個別に判定するものもある(国外送金等調書提出法施行令 10①②⑦・12 の 2①⑥、国外送金等調書提出法施行規則 12②③・

15②)。例えば、社債や株式などは、その社債や株式などの口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地とされている。仮想通貨は、これらの規定に定めるいずれの財産にも該当しないので、仮想通貨を有する者の住所（住所を有しない場合には、居所）の所在で判断することになる（国外送金等調書提出法施行規則 12③六、15②）。したがって、仮想通貨の所在は、居住者が有するものであれば国内の住所又は居所で、非居住者が有するものであれば国外の住所で、それぞれ判断することになる。

仮想通貨は、国内の販売所だけでなく、国外の販売所においても取得することができる。少なくとも、国外の販売所において取得し、その販売所において保有しているものは、銀行口座や有価証券の保有口座における判定とのバランス等から、国外財産とすべきと考える。この場合、国外の販売所であることの判定基準が別途必要になる。

他の方法として、仮想通貨の台帳記録管理者の所在によって判定するということも考えられる。しかし、仮想通貨は特定の管理者がおらず、世界中に存在する複数の台帳記録管理者が同一の内容の記録を管理していることによって存在しているというのが大きな特徴である。したがって、仮想通貨の台帳記録管理者の所在によって仮想通貨の所在を判定することは困難であろう。したがって、少なくとも国外の販売所に預託しているものは国外財産調書の対象とすべく、国外財産調書における仮想通貨の所在地の判定について、個別の規定をおくことが望ましいと考えられる。これ以外の方法で保有している場合で、国外財産調書の対象とすべきと考えられる方法が現れてくれば、別途検討を要する。

## 2 第三者からの情報提供

納税者の税に関する情報につきその納税者以外の第三者から提供を求める制度として、所得税法に定める支払調書等並びに国外送金等調書提出法に定める国外送金等調書及び国外証券移管等調書の提出制度がある。これらは、税務当局において金銭の支払等の事実や国外送金等の事実を把握するため、



金銭の支払者又は国外送金等の仲介者に対し、金銭の支払先等又は国外送金等の行為者の情報の提出を求めるものである。

仮想通貨は、金銭と同様に支払手段として用いられ、また、投資の対象ともされている。しかし、現行制度においては、仮想通貨の売買の対価の支払等に関して、これらの調書の対象とされていない。仮想通貨の取引による所得の発生や財産の保有の情報の把握に資するため、その取得や譲渡、保有に関する情報を収集する必要がある。

仮想通貨は、あるアドレスから別のアドレスへの価値の移転として観念されるが、アドレスは、その所有者の ID（本人情報）と直接に紐付けされていない。現状、仮想通貨のアドレスと所有者の ID の紐付けが可能なのは、資金決済法等の改正に伴い犯罪収益移転防止法において特定事業者として顧客の本人確認を行う義務を課された仮想通貨交換業者である。したがって、仮想通貨交換業者から、アドレスと ID とを紐付ける情報及び価値の移転に関する情報の提供を求める制度を導入することが可能であり必要である。

国外送金等の場合は、国家管轄権の制約から円から他の通貨に交換されたあとの資金の流れの把握が困難になるのと同様に、仮想通貨の場合にも技術的な制約から仮想通貨に交換されたあとの価値の移転の把握は困難であり、その入り口（出口）である法貨と仮想通貨との交換の場面でその交換の事実等を把握することが最も適切な方法と考えられる。

提出させる情報は、ID のほか、仮想通貨の売買（売買の仲介を含む）の事実、取引金額、年末残高、アドレスなどが必要となるであろう。仮想通貨と法定通貨との交換が、仮想通貨交換業者を通じずに（分散型取引所（DEX））行われることもあり、このような情報を把握する別の手段も必要になる(149)(150)(151)。異なる仮想通貨を第三者を介さずに交換する方法（アトミックスワップ）もある。

---

(149) 2016 年 10 月に開催された金融法学会総会（於東京大学）において、本多正樹教授（東京国際大学）も、分散型取引所（decentralized bitcoin exchange）に対して

さらに、平成 29 年 1 月 1 日から CRS (Common Reporting Standard: 共通報告基準)<sup>(152)</sup>に基づく金融口座情報の自動的交換のための制度が実施される<sup>(153)</sup>。金融機関においては顧客の居住地国の特定が義務付けられ、平成 30 年以降、金融機関は前年末において有する非居住者の状況(氏名・住所、口座残高等)を国税当局に報告しなければならない。各国の国税当局は、報告された情報を、租税条約等に基づいて、その居住地国の税務当局との間で一定期間ごとに相互に提供しあうこととされている。現時点では仮想通貨及び仮想通貨交換業者はこの制度の対象とされていないが、外国の交換所を通じた取引も容易に行われている<sup>(154)</sup>ことから、これを対象とすべきである。

### 3 米国における情報収集の事例

2016 年 11 月、米国 IRS は、Coinbase (同国最大規模の仮想通貨交換業者)に対し、過去 3 年間(2013 年から 2015 年まで)の取引記録と口座保有者の情報を提出するように求めた<sup>(155)</sup>。この要求は、特定の顧客を指定しな

は資金決済法が予定する仮想通貨交換業者に対する規制が及ばなくなるのではないかと、という懸念を示されている。

(150) Bitshares, Bitsquare, OpenLedger など。

(151) 野口・前掲注 8 257 頁

(152) CRS とは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECD において公表された、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である。CRS 及び関連する情報が国税庁ホームページに掲載されている (<https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/index.htm>)。

(153) CRS が公表されたことに伴い、日本では平成 27 年度税制改正において国内の金融機関等に国税庁への情報の提供等を義務付ける制度が定められた。改正の詳細については「平成 27 年度税制改正の解説：財務省」([http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2015/explanation/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/explanation/index.html))の「国際課税の改正」の解説を参照。

(154) 他人の本人確認書類を使って取引所に口座を開設し、他人名義のクレジットカードを使ってビットコインを購入したうえで、詐取したビットコインを米国内の取引所に開設した複数の口座に移したとする事件が発覚。容疑者が逮捕されている。日本経済新聞 2016 年 11 月 4 日、2017 年 1 月 31 日

(155) IRS の調査権限のひとつにサムズ(召喚状)(summons)の権限がある。内国歳入法(IRC§7601-7610)に基づき、IRS は法令上認められた目的のためにサムズを発して、帳簿及び記録の提出(production of books and records)を命令し、宣誓の下に(under oath)証言をさせ、帳簿及び記録の提出や宣誓の下での証言をさせる

い方法による情報の提供を要請したもの<sup>(156)</sup>であり、連邦裁判所の承認を必要とする。連邦裁判所はこの情報提供要請を承認した<sup>(157)</sup>。

Coinbase 社とその弁護士は、この情報提供要請に対して、要求の範囲が法外に広すぎるので提供すべき顧客の範囲を限定すべき、といった主張をしていた。

2017 年 3 月に IRS が裁判所に提出した文書によれば、ビットコインに関連した申告 (Form8949 の提出) をした者の数は、2013 年から 2015 年の各年で 800 人強とかなり少ない人数であった<sup>(158)</sup>。同社はこの情報提供要請に対してさらにその範囲を狭めるよう主張している。

---

べく納税者又は第三者を召喚することができることとされている。カミーラ・E・ワトソン著、大柳久幸・神谷信・田畑仁・生永真美子訳『アメリカ税務手続法』275 頁以下 (大蔵財務協会、2013 年)

(156) 原則として、サモンズにおいては、当該サモンズの目的である調査対象納税者を特定する必要があるが、一定の条件の下で、IRS が調査対象としている者の身元 (identity) を特定するためにサモンズを発することを認めている。これがいわゆる「ジョン・ドゥ」サモンズ (“John Doe” summons) の目的である。IRS は、「ジョン・ドゥ」サモンズ送達に先立ち、次の 3 つの点を全て立証して、裁判所による片面的審査 (ex parte hearing) を受けなければならないこととされている。3 つの要件は、①当該サモンズが確認可能な納税者の集団又は種類に関するものであること (特定の租税回避商品の買い手など)、②これらの者が税法を遵守していない可能性があること、③当該サモンズが求める情報が他の情報源からは容易に入手できないこと。IRS がこれらの基準を満たすことを立証できなかった場合には、裁判所は当該サモンズの発出 (enforce) を拒否しなければならない。カミーラ・E・ワトソン・前掲注 155 288 頁

(157) 平成 29 年 6 月 19 日に開催された税制調査会総会において、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に向けた海外調査の報告がなされており

(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai.html>)、同総会に提出された「政府税制調査会海外調査報告 (アメリカ・カナダ) (報告書)」

(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai11.pdf>) の報告の中で、この事例 (ビットコイン取引所にジョン・ドゥ・サモンズ発出) が紹介されている (同報告書 5・7 頁)。

(158) Jeff John Roberts “Only 802 people told the IRS about Bitcoin” March 19, 2017 Fortune

## 第 2 節 収納に係る論点

### 1 滞納処分

納税者が国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、その納税者に対し、納付を督促しなければならない（国税通則法 37①）。滞納者<sup>(159)</sup>が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員<sup>(160)</sup>は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない（国税通則法 47①一）。

以下では、仮想通貨と滞納処分との関係について、差押えの対象となる財産の分類、差押えの対象となる財産かどうかの判定、差押えの方法について検討する。

#### (1) 差押えの対象となる財産の分類

差押えの対象は、①動産又は有価証券、②債権、③不動産等、④無体財産権等に分類される。無体財産権等とは、動産又は有価証券、債権、不動産等の差押えの規定の適用を受けない財産をいう（徴法 72①）、また無体財産権等は、第三債務者等がない財産と第三債務者等がある財産（電話加入権及び振替社債等）に区分される。仮想通貨は、これらのうち第三債務者等がない無体財産権等に該当するものと考えられ、滞納処分の対象となる。

#### (2) 差押えの対象となる財産かどうかの判定

差押えの対象となる財産は、①差押えをする時に滞納者に帰属しており、②法施行地域内にあり、③金銭的価値を有し、④譲渡又は取立てのできるものでなければならない、とされている<sup>(161)</sup>。以下、①及び②について検

---

(159) 滞納者とは、納税者でその納付すべき国税をその納付の期限までに納付をしないものをいう（国税通則法 2 九）。

(160) 徴収職員とは、税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員をいう（国税通則法 2 十一）。

(161) 国税徴収法基本通達第 47 条関係（差押えの対象となる財産） 5～8

討する。③及び④については、資金決済法における定義や仮想通貨の取引の実態等から、要件を満たすことは明らかと考えられる。

#### ① 仮想通貨の帰属

仮想通貨の保有はそのアドレスに紐付けられており、アドレスにその保有者を特定する情報は含まれていない。したがって、仮想通貨の帰属は、誰がそのアドレスに紐づいた仮想通貨を管理・処分できるか、そのアドレスからの送金の指示(トランザクション)を作ることができるか、による。

仮想通貨のトランザクションは、その保有者が使用・管理しているウォレットにより作られ、そのウォレットで管理されている秘密鍵による電子署名が付されてブロードキャストされる。したがって、その秘密鍵を管理している者にその仮想通貨が帰属するものと推定される。

一般的には、滞納者は、その保有する仮想通貨を自身で管理・処分するために、自分だけで秘密鍵を持っている。したがって、その秘密鍵に対応するアドレスに紐づいた仮想通貨は、その滞納者に帰属する。

ただし、仮想通貨交換業者の運営するウォレットなど、他の者に秘密鍵の管理が委ねられている場合、その秘密鍵に対応するアドレスに紐づけられた仮想通貨は秘密鍵を管理している者の支配下にあり、秘密鍵の管理を委ねた者はその運営者に対して仮想通貨の返還請求権(債権)を有している構成になる。これは寄託(民法 657)<sup>(162)</sup>に類するものと考えられる<sup>(163)</sup>。寄託者は、いつでも寄託物の返還を請求することができる(民法 662)とされていることから、仮想通貨を他の者に預けた場合、

---

(162) 民法では「寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる」(民 657)とされており、仮想通貨を管理することを約して送付を受けることによって効力を生ずるという点で、寄託に類すると考えられる。もっとも、仮想通貨はここでいう「物」にはあたらないため、直接にこの対象となるわけではない。

(163) 寄託について、森下・前掲注 68 800 頁

仮想通貨の返還請求権が滞納者に生じ、その返還請求権が差押えの対象となる財産である<sup>(164)</sup>。

## ② 仮想通貨の所在

財産が法施行地内にあるかどうかは、相続税法 10 条に準ずることとされている<sup>(165)</sup>。同条 1 項各号では財産の種類ごとに所在の判定の基準が示されているが、仮想通貨は同項 1 号から 12 号までに掲げる財産のいずれにも該当しない。ビットコインのような仮想通貨は同項 13 号に掲げる財産にも該当しない。

相続税法 10 条 1 項各号に該当しない財産は、同条 2 項の財産にも該当しなければ、財産の権利者であった被相続人等の住所の所在によることとされている（同条 3 項）。したがって、仮想通貨の所在は、現行法では、滞納者の住所の所在により判断することになる。これにより、滞納者の住所が国内にあれば、仮想通貨は法施行地内に所在することになり、滞納者の住所が国内にあれば、仮想通貨は法施行地外に所在することになる。ただし、国外に滞納者の住所があったとしても、仮想通貨を国内の仮想通貨交換業者の口座で保有していれば、その仮想通貨交換業者に対して仮想通貨の処分を禁止し、また、その仮想通貨交換業者から取り立てることができるなど、何らか差押えの実効性を確保できるのであれば、財産の所在地は、徴収手続の実効性の観点から、相続税法 10 条に準じて法施行地内にあるとの判定になり得るとの見解もある<sup>(166)</sup>。

実態として、国内に住所を有する者が外国の仮想通貨交換所の口座において仮想通貨を保有している事例も多く、また国外に住所を有する者も国内の仮想通貨交換業者の口座において仮想通貨を保有しているよう

---

(164) ただし、先に述べた Mt.GOX の判決（東京地判平成 27 年 8 月 5 日）では「寄託物の所有権を前提とする寄託契約の成立も認められない」と判示されている。

(165) 国税徴収法基本通達 6（財産の所在）

(166) 小林徹『平成 28 年版国税徴収法基本通達逐条解説』366 頁（大蔵財務協会、2016 年）

である<sup>(167)</sup>。仮想通貨の所在を判定する場合の基準は、既に述べた相続税における財産の所在や、財産債務調査・国外財産調書における財産の所在の判定とも整合的なものとする必要がある。

### (3) 差押えの方法

(2) ①で述べたように、仮想通貨（の秘密鍵）が誰にどのように管理されているかによって、差押えの方法は異なる。

① 仮想通貨が滞納者の管理下にある（滞納者が秘密鍵を管理している）場合（ペーパーウォレット、ハードウェアウォレット、PC・モバイルウォレット）、次のようになると考えられる。

イ ペーパーウォレットの場合、印刷された紙そのものを、物理的に取り上げる。ペーパーウォレットに記載されている秘密鍵を（どこかの）ウォレットにインポートして、その秘密鍵に紐づいている仮想通貨を差し押さえ、換価する（させる）。ペーパーウォレットのコピーを他に持っていればその情報で仮想通貨を移動させることができることに注意が必要である。また、換価の具体的方法についても検討を要する。

ロ ハードウェアウォレットの場合、保存している媒体そのものを取り上げるとともに、ハードウェアウォレットのパスワード（パスコード、パスフレーズ、リカバリーフレーズ）を本人から聞き出す必要がある<sup>(168)</sup>。そのパスワードにより秘密鍵を（どこかの）ウォレットにインポートして、その秘密鍵に紐づいている仮想通貨を差し押さえ、換価する（させる）。換価の方法についてイと同様の論点がある。

ハ PC・モバイルウォレットの場合、そのウォレットで使用している秘密鍵を取り上げる。PCやスマートフォンを取り上げても、他で秘密鍵

---

(167) 外国の仮想通貨交換所において仮想通貨を保有していることが判明し、国内に滞納処分の対象となる財産がない場合には、当該外国の税務当局に対してその徴収又は保全を要請することによりができると考えられる（徴収共助）。徴収共助について、詳しくは「平成 24 年税制改正の解説：財務省」508 頁以下（[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/explanation/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/index.html)）

(168) パスワード等は本人しか知りえないことから、これを本人から聞き出すには、罰則（国税徴収法 187）をもって対処するほかない。

を管理（紙に書き写すなど）していれば、他の PC やスマートフォンにインストールしたウォレットに秘密鍵を入力して、仮想通貨を移動させることが可能であるから、秘密鍵を滞納者の手元に残さないようにする必要がある。取り上げた秘密鍵のインポートや換価（その方法の検討を含む）について、上記と同様の論点がある。

② 仮想通貨が滞納者の管理下でない場合（仮想通貨交換所などに仮想通貨を預けて滞納者が債権を有している場合）には、仮想通貨交換所に対する債権（返還請求権）を差し押さえるため、債権の差押え（国税徴収法 62 条。交換所が第三債務者に該当する）の方法で、仮想通貨交換所に対する債権差押通知書の送達により差し押さえを行う。仮想通貨の返還請求権を差し押さえた結果、仮想通貨を取り立ててこれを差し押さえることとなり（徴収法 67②）、仮想通貨の占有が当局に移転する。換価等について、これまでに論じたものと同様の論点がある。

③ ビットコインのアドレスには、複数の者の意思（複数の署名）によらなければトランザクションを送信できないタイプのものもある（「マルチング」）。複数の者の一部が国外に所在する場合など、更に問題は深い。

#### （4）その他

民事執行手続法上の取扱いとして、「譲渡命令が発せられても、差押債権者としては、債務者たる仮想通貨保有者が秘密鍵を差押債権者に開示する等の協力がなければできないし、売却命令が発せられて執行官が仮想通貨を売却しようとしても同様の問題はある。債務者の協力がなく換価できないものであり、すなわち代替執行ができないものであるから、そうするとき、間接強制の方法によらざるを得ないこととなる。ただ、金銭債権を有する債権者が、めぼしい財産が仮想通貨であるとして、これに対して強制執行をするのに、結局、金銭の支払を強制する間接強制をしても、実効性は上がらないということにならざるを得ない」<sup>(169)</sup>といった見解があ

(169) 片岡義広「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金融法務事情 No.1998 (2014. 7. 25) 46-47 頁



る。

また、警察における押収においても、「ブロックチェーン技術を用いた仮想通貨では、ほかに資産がない状況では、国による押収等の際に個人や取引所が管理する秘密鍵（暗号キー）が必要になるところ、これを必要なときに国が管理できる体制にない限り、押収等が物理的に困難になります。誤解のないように繰り返しますが、仮想通貨しか財産のない場合です。しかし、実際に管理するとすればさまざまな考慮が必要ですし、他方で、これまで国が管理できた部分に穴が開くとすれば法的には看過できません。したがって、押収等の手段や実益を確保するために、いかなる方策があるかを検討していく必要があります。」<sup>(170)</sup>といった指摘もある。

## 2 納付

国税通則法では、国税の納付について、その税額に相当する金銭に納付書を添えて納付しなければならない、と定める（国税通則法 34）。この場合の「金銭」は、強制通用力を有する日本円を単位とする通貨をいう（基本通達 34 条関係 1）。

円以外の通貨で国税を納付することに関しては、外貨による国税の納付について、「日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約等に基づき、外国にわが国の租税の徴収嘱託をしたときは、嘱託を受けた国の強制通用力を有する通貨により納付できるものとするべきである。」とする意見もある<sup>(171)</sup>。もっとも、現在は、租税条約等に基づく相手国等への国税の徴収の共助により相手国等で国税が徴収された場合の取扱いが整備されている<sup>(172)</sup>。

---

(170) 座談会「ブロックチェーンの法的検討（下）」NBL No.1096（2017.4.15）38 頁（久保田隆早稲田大学大学院法務研究科教授の発言部分）

(171) 田中二郎『租税法（新版）』220 頁（有斐閣、昭和 56 年）

(172) 租税条約等実施特例法第 11 条の 2（国税の徴収の共助）等。詳細な解説は前掲注 167 を参照されたい。

仮想通貨が広く普及した場合、仮想通貨により税を納付したいという要望はあり得る。国が租税を仮想通貨で収納することは、国税通則法のみならず国の会計等も含めて相当に広範な影響を及ぼすため、これを実施するためのハードルは相当高いと考えられるが、決済サービスの一環として、納税者から仮想通貨を受け入れた業者がその納税者に代わって国税を納付するサービスの要望はあり得る。

### 第 3 節 その他の問題

#### 1 電子帳簿保存法に係る論点

所得税<sup>(173)</sup>及び法人税の保存義務者<sup>(174)</sup>は、電子取引を行ったときは、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされている（電帳法 10）。電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいい（法 2 六）、これは通信手段を問わない（取扱通達 2-3）。インターネット等による取引もこれに該当するものとして例示されており、ビットコインの取引はこれに該当するから、保存義務者はその取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

顧客が仮想通貨交換業者のウェブサイトを通じて取引を行った場合の取引履歴、仮想通貨交換業者が他の業者等との間で電子メール等により取引を行った場合の取引履歴、ブロックチェーンに記録される取引について仮想通貨の送金日時、送金額、送金元、送金先が記録されているデータは、いずれも「取引情報の授受が電磁的方式によって行われる取引に係る電磁的記録」に該当し、保存が必要である。出力や表示が可能な状態で、検索機能を確保しなければならない。

---

(173) 源泉所得税は除かれる。

(174) 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。

なお、日本公認会計士協会は、平成 29 年 5 月 31 日、「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」を公表した。この実務指針は、資金決済法に基づき登録を受けた仮想通貨交換業者に対して利用者財産の分別管理とその状況に対する公認会計士又は監査法人による分別管理監査が義務づけられたことを受けて定められたものであり、同日から適用することとされている<sup>(175)</sup>。この実務指針が、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 23 条第 1 項に規定する「金融庁長官が指定する規則」として指定されている<sup>(176)</sup>。この指針において、利用者の財産を分別して管理する際に必要な項目、情報が掲げられていることから、これらも参考にして、電子帳簿保存法 10 条に基づき保存されるべき項目を整理して明らかにしていく必要があるだろう。

## 2 税務調査

税務調査においては、取引や資金の流れの把握が最も重要である。ビットコインは匿名性が特徴であると言われることもあるが、一方で、取引の内容がすべてブロックチェーンに記録されており、誰でも取引の内容を見ることが可能であることや、法定通貨との交換において本人確認が行われることから、一方では匿名性が低いともいわれている<sup>(177)</sup>。

しかし、仮想通貨の取引については、送金ごとに受取りのアドレスが変わる仕組みを備えるウォレット（HDウォレット）もあり、また、取引の追跡を困難にするサービス（coinjoin などのミキシングサービス等）や、取引が追跡できないように設計された仮想通貨（Monero, Dash, Zcash, etc.）も存在するようであるが、これらの追跡も必要となり得る。

---

(175) 日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 55 号「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」及び公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について（2017 年 5 月 31 日）

(176) 金融庁「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件（案）」の公表について（平成 29 年 6 月 2 日）

(177) UK Government office for science “distributed ledger Technology : beyond blockchain”

納税者が仮想通貨による取引をしている場合には、税務調査における調査手法の工夫が必要になる<sup>(178)</sup>。

---

(178) 仮想通貨を利用した取引の税務調査の方法等を検討したものとして、土屋雅一「税とビットコイン」金融財政事情 Vol.66-No.22 (2015.6.18) 32 頁以下、特に 40 頁以下。

## 結びに代えて

今回の研究では、通貨の機能を代替する可能性のあるものとして新たに誕生した仮想通貨が、今後さらに幅広く使われることを予想して、税制全般にわたって問題となる可能性のある論点を、課税面及び執行面の両方から幅広く拾い上げ、現行の制度に照らし合わせて仮想通貨の課税はどうなるか、また従来の考え方の延長線上で仮想通貨に係る税務上の取扱いをどうすべきか、考察してきた。そのほとんどは、論点の指摘とその論点の考察のための基礎的な情報を提示したところまでである。本研究で示した論点をひとつひとつクリアし、その間にもさらに進展するであろう仮想通貨やその基礎となるブロックチェーン、そして派生する周辺の技術の進展とそれにより生じる実体経済の変化をとらえながら対応していく必要がある。当然ながら、それらに対応し、また取扱いを検討する際には、個別の論点のみにとらわれることなく、全体を俯瞰して齟齬のない対応、取扱いとすることが求められる。

また、今回の研究では仮想通貨のみを取り上げて研究の対象としたが、対応すべき事象はこれに限られない。経済産業省の報告書<sup>(179)</sup>において「様々な『お金』が生まれ、決済の入り口が増える中で、決済手段や金融資産間の垣根がなくなる動きも見られる。たとえば、店の端末でスマートフォンやカードを使って支払いをする際、電子マネーやバウチャー、ポイント、仮想通貨、デビットカード（預金）、クレジットカード（信用）等を自由に選んで使えるといった FinTech サービスが生まれている」との指摘もあるように、仮想通貨は決済サービスの変化、発展の中の一部と位置づけられていることから明らかである。決済に関する論点以外に、情報や記録の共有といった観点から、ブロックチェーンと移転価格税制等の関係を論じるものもある<sup>(180)</sup>。

---

(179) 経済産業省「FinTech ビジョン（FinTech の課題と今後の方向性に関する検討会合報告）」2017年5月8日

(180) Sam Sim, Jeffrey Owens, Raffaele Petruzzi, Romero J. S. Tavares, and Clement Migai “Blockchain, Transfer Pricing, Customs Valuations, and Indirect

技術の進展により決済手段が多様化していくことに加えて、社会の構造や金融のあり方も大きく変化している。例えば、産業のサービス化がますます進み、目に見えないものの価値、数値で図ることができない価値（ブランドや信用など）が経済においてより大きなウェイトを占めるようになってきている<sup>(181)</sup>。そしてこれらは国境といった物理的な制約を越えることがより一層容易になっている。仮想通貨のように国境という概念にとらわれないサービスが大きく発展すると、国単位での課税が立ち行かなくなる可能性もある。

国境を容易に越え、数値化できないものに対して、徴税の観点からは当局にとってますます厳しいことになると想定されるが、国の政策や社会の変化に対しては、その流れに沿った対応が求められる。

加えて、仲介者を必要としない Peer-to-Peer の経済が当たり前になってくると、当局における情報収集のあり方にも大きな影響を及ぼすと考えられる。例えば、所得税法に定める各種の支払調書等については、銀行等の仲介者や法人などの事業者を対象として情報の提供義務を課しているものが多い。これは、その存在に対する一定の公共性や、事務負担に耐え得るかといった観点から対象としていたと考えられるところ、これまでと異なる基準を考える必要が生じてくる。納税者による計算を信頼することを前提とし、税務調査によってそれが正しいことを担保するという申告納税制度も再考が求められる。例えば、仮想通貨の価値の移転に低率の税を課し、納付までをプログラムにより実行でき

---

Taxes : Transforming the Global Tax Environment” Tax management transfer pricing report, BNA TAX 6-15-17, p209-214

- (181) 金融や経済が貨幣から信用に移行していることについて、次の著述に共感した。新井和宏『持続可能な資本主義』169 頁及び 177-178 頁（株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン、2017 年）においては、金融の本当の役割は人間同士の関係、つまり信頼を創造していくことであり、こういった「見えざる資産」は数値化できない主観的なものであるが、これを大切に積み上げていくことが金融の信頼につながる、とされる。また、西野亮廣『魔法のコンパス 道なき道の歩き方』80-92 頁（主婦与生活社、2016 年）では、「お金は「信用の一部を数値化したもの」であり、信用を積み重ねることで信用の面積が広がるほど、数値化（お金化）したときの額が大きくなる、とされる。

るような仕組みがあれば、所得課税における損益計算は必要なくなる、といったことも考えられる。

特定の中央管理者を持たない仮想通貨のシステムが、従来の金融機関や金融システムのあり方や考え方を大きく変えているように、税制・税務においても、従来の考え方の延長線上では対応が困難であることを示唆しているとも思える。税制を含め、各種制度のあり方、大きくいえば国のあり方、国とその構成員である国民との関係がいかにあるべきか、ということが問われているようにも感じられる。